

令和4年度 事業計画

社会福祉法人天理

事業活動計画	社会福祉法人 天理
--------	-----------

令和4年度・事業活動計画

1. 運営方針

社会福祉法人天理は明治43年4月1日天理養徳院開設に当たり初代真柱中山眞之亮様がお詠み下さった「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」を運営の基本理念としております。又、活動目標としては「朝起き、正直、働き」を掲げ、その実践に取り組みを行っているところです。

平成17年に天理養徳院、児童家庭支援センターてんり、指定障害福祉サービス事業所なごみの運営が宗教法人天理教から本法人に移管されてから、より一層の充実をはかるため、新たに天理教三重互助園、めばえ横浜保育園の運営を受け入れました。また、平成26年にさざんかホーム（ファミリーホーム）、令和元年には児童家庭支援センターわかぎを開設し、地域の子育て支援に取り組んでいます。これらの関連事業の特性を活かしつつ施設間の連携を行ない、更には職員の専門知識の取得、信條教育の徹底につとめることによって、基本理念の実践を目指したいと考えています。

令和3年度より、理事の経営参画を従来以上に促進する組織体制を整え、また外部専門家との連携を強化すること等によって、より一層健全かつ効率的な法人経営の実施を目指しています。

2. 事業内容

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 児童養護施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 児童家庭支援センターの経営

(ロ) 子育て短期支援事業の経営

(ハ) 障害福祉サービス事業の経営

(ニ) 保育所の経営

(ホ) 一時預かり事業の経営

(ヘ) 障害児通所支援事業の経営

(ト) 小規模住居型児童養育事業

3. 定時役員会・評議員会開催予定

月	会 議	内 容
5	理事会	令和3年度 事業報告、決算審議
6	評議員会	令和4年度 定時評議員会

11	理事会	令和5年度 事業活動計画案・予算案審議
2	理事会	令和4年度 補正予算審議

※定時理事会開催月以外の月にも、原則として毎月理事会を開催する予定。

4. 役員・評議員名簿

役 名	氏 名		
理事長	深 谷 忠 道	理事	梅 谷 大 一
理事	森 川 勇 佑	〃	村 田 幸 喜
〃	安 藤 く み 子	〃	久 保 悟
		理事(6)	

(任期 令和5年定時評議員会終結の時まで)

役 名	氏 名	
監 事	渡 邊 一 城	
〃	喜 多 直 記	監事(2)

(任期 令和5年定時評議員会終結の時まで)

役 名	氏 名		
評議員	八 木 三 郎	評議員	今 村 陽 治
〃	小 松 由 美	〃	石 前 修
〃	川 口 延 良	〃	福 井 美 行
〃	佐々木 孝 幸	評議員(7)	

(任期 令和7年定時評議員会終結の時まで)

5. その他（地域における公益的な取り組み）

※社会状況を見ながら実施を検討予定

令和4年度 事業計画

児童養護施設

天理養徳院

事業計画書	児童養護施設 天理養徳院
-------	--------------

令和4年度・事業計画

はじめに

この事業計画は、児童養護施設天理養徳院における内容について記載している。

1. 運営理念

児童養護施設 天理養徳院（以下「当院」）は、天理教の教えに基づき、社会的養護を必要とする児童に対し、安定かつ安全な生活環境の中で、保護者に代わって養育し、心身ともに健全な社会人として自立した生活を送ることができるように支援し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う事を目的とする。目的遂行の為、以下の基本理念、基本信条に沿い、全国児童養護施設協議会倫理綱領を遵守すると共に、奈良県「社会的養護計画」を参考として、児童養護の実践を行うものとする。

（1）基本理念

「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉（和歌）は、当院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮 様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

（2）基本信条

「朝起き、正直、働き」の三つを基本信条とし、子ども達が実践し、職員が指導する上での最も基本的な活動目標とする。

朝起き	○早寝・早起きの出来る、元気でけじめのある子にならしましょう。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正 直	○素直な心で、自分のすべきことができる子にならしましょう。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働 き	○まわりの人と仲良くたすけ合える子にならしましょう。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

2. 基本方針

当院の運営理念に基づき、児童を無差別平等に接し、児童の権利を尊重した養育を行うと共に、児童一人ひとりが日常生活の中で、自立心・責任感・協調性を養えるよう、家庭的で小規模な生活単位において、身近な養育者である職員が起居を共にし、安心・安全の生活を提供する。

又、明治43年より続く永年の児童養護実践を生かし、子育ての専門性を地域に発信する、子育て支援の

拠点としての役割を担うと共に、地域と協働し、子ども達が夢と希望を持って地域生活を実現できるよう支援する。

第1章 事業計画重点項目

1. 小規模で家庭的な養育実践

平成29年度施行の児童福祉法改正に伴う「家庭」における養育形態が最優先という国の指針に基づき、当院が昭和5年より継続実施している小舎制、担当住込み制を継続し、できる限り良好な家庭的養育環境（ユニットケア）の提供に努め、食育の推進、インケア、リービングケア、家庭支援の更なる充実を推進していく。又、児童の住生活に関しても、多様化する個々のニーズ、課題をできる限り考慮した養育環境の提供に努める。

2. 専門的なアプローチ

新しい社会的養育ビジョンでは、児童養護施設への幼児の入所停止、および学齢児の入所期間短縮化が検討されている一方で、家庭的養護環境下での支援の困難なケースの受入れが求められており、発達課題のある児童、不適切な養育環境に起因する愛着形成に課題を抱える児童、学習習慣や日常生活で習得されうる一般常識が拙い児童の受入れと支援が、今後、ますます必要となってくる状況がある。これらの状況を鑑み、専門職集団という特徴を活かし、ペアレントトレーニングや社会スキルトレーニング、心理治療的アプローチ、家族療法的アプローチ、環境療法的アプローチ、学習支援プログラムなどの専門的なアプローチを、担当職員を中心に実践を深め、知見の積み重ねに努める。又、必要に応じて外部への還元にも努める。又、専門的で開かれた児童支援を実践していく為、定期的に職種間連携の機会（連絡会等）を設け、支援方法の共有、検討に努める。

3. 地域支援・里親支援・退所児童支援（アフターケア）

児童相談所からの一時保護委託や、県内各市町村からの子育て短期支援事業利用のニーズが高まっており、長年に渡る児童養育実践で培ったノウハウと設備を活用し、一時的な児童預かり機能に特化した体制の整備に取り組む。又、附置施設の児童家庭支援センターと連携し、地域の子育て支援に努めると共に、令和4年度も「里親支援機関」と連携し、より一層、里親支援の充実に努める。又、退所児童のより良い社会（地域）適応を支援していく事を目的に、各種の制度活用や関係機関との連携等を調整する専門的な職員（自立支援担当職員）を配置する。

4. 人材確保・人材育成

人材の確保が難しい状況に鑑み、施設実習や見学を積極的に受け入れ、さらに独自のホームページを随時更新し、児童を取り巻く状況や施設の取り組みに関する情報の発信に努める。

人材育成においては、全国児童養護施設協議会作成の「児童養護施設の研修体系—人材育成のための指針—」に基づいた研修企画、及び参加を実施し、職員育成と資質向上を目指す。

又、厚生労働省による「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の通知に基づき、職員の処遇改善にも努め、勤める職員が将来ビジョンを描ける施設運営を目指す。又、これに加えて、天理教保育士育成委員会と連携し、保育士を志す学生の育成にも努める。

5. 分園型小規模グループケアホームの設置

良好な家庭的環境及び、リービングケアを必要とする女子児童の支援を目的とし、環境及び、体制の整備を図る。

6. 感染症防止対策の整備、推進

新型コロナウイルスをはじめ、各種感染症対応に関するマニュアルの改訂、編纂を図ると共に、必要な環境、備品等の整備を図る。又、情勢に応じて体制等、柔軟な対応を講じていく。

7. 危機管理体制（リスクマネジメント）の充実

日常の「ヒヤリハット」の収集と共有機会の定期化を図るとともに、特定の職員による環境面や保健衛生面等の危機管理を目的とした巡回体制の整備を図る。

8. 第三者評価の受審

第三者評価を受審（前回2019年度に受審）し、施設運営の適正化及び、質の向上に努める。

第2章 施設の概要及び人員の推移

1. 施設の概要

- (1) 創 設：明治 43 年 4 月 1 日
 (2) 運営主体：社会福祉法人 天理
 (3) 理 事 長：深谷 忠道
 (4) 名 称：児童養護施設 天理養徳院
 (5) 施 設 長：久保 悟
 (6) 所 在 地：奈良県天理市別所町 715 番地 3 ※グループホーム、分園型は下記に記載。
 (7) 児童定員：62 名 ※詳細は下記に記載。
 (8) 設 備 等：

① 本体施設（平成 4 年 4 月より）…天理市別所町 715 番地 3

- ・敷地面積：11,945.65 m² ・建物面積：5,336.52 m²
- ・ホーム数：7 ホーム ・児童定員：45 名
- ・主な設備：鉄筋コンクリート 2 階建 5 棟

児 童 棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、子ども部屋、職員住み込み部屋、外部倉庫、外部トイレ
炊事場棟	炊事場、食品倉庫、職員談話室、選拝室、漫画室、トイレ、外部倉庫、セーブルーム
事務所棟	院長室、応接室、相談室、図書室、食堂、医務室、静養室、外部倉庫、資料室、トイレ
研 修 棟	地域交流室、研修室、講堂、キッズルーム、プレイルーム、親子宿泊室、倉庫、併設施設事務所 他

② グループホーム三味田（平成 6 年 4 月設置）…天理市三味田町 341 番地 3

- ・敷地面積：1,220.94 m² ・建物面積：408.32 m²
- ・ホーム数：2 ホーム ・児童定員：12 名
- ・主な設備：鉄筋コンクリート 1 階建 2 棟、木造 1 階建 1 棟

児 童 棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、子ども部屋、職員住み込み部屋、選拝室
事務所棟	事務所、居室、キッチン、食堂、浴室、トイレ
そ の 他	カーポート、倉庫、ユニットハウス

③ 分園型小規模グループケアホームさざんか（2022 年 4 月設置）…天理市西長柄町 376 番地 1

- ・敷地面積：212.42 m² ・建物面積：110.29 m²
- ・ホーム数：1 ホーム ・児童定員：5 名
- ・主な設備：鉄筋コンクリート 2 階建 1 棟

児 童 棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、子ども部屋、職員住み込み部屋
そ の 他	カーポート、倉庫

(9) 嘱託病院：天理よろづ相談所病院

(10) 実施事業：小規模グループケア事業 6 か所、地域小規模児童養護施設 2 か所、
分園型小規模グループケア 1 か所、子育て短期支援事業、里親支援事業

(11) H P : <http://tenriyoutokuin.com/>

(12) 附置施設：児童家庭支援センターてんり、指定障害福祉サービス事業所なごみ、
児童発達支援教室ほっと

2. 児童の受け入れ（※グループホーム、分園型グループケアホームの数値を含む）

(1) 入所児童月間平均予想

- ①本院小規模グループケア 6 ケ所 … 30～42 名
 - ②本院多機能ホーム 1 ケ所 … 0～ 3 名
 - ③グループホーム 2 ケ所 … 10～12 名
 - ④分園型小規模グループケアホーム 1 ケ所 … 2～ 5 名
- 合計 42～62 名

(2) 一時保護児童月間平均予想

1～1.5 名（年間 12～18 ケース）

※県内 3 か所の児童相談所（奈良県中央・高田・奈良市 各こども家庭相談センター）の合計。

(3) 子育て短期支援事業

- ①事業内容：ショートステイ、トワイライトステイ
- ②契約市町村数：16 市町村

○奈良市	○大和高田市	○大和郡山市	○天理市	○橿原市	○桜井市	○三宅町
○葛城市	○田原本町	○明日香村	○川西町	○広陵町	○大淀町	○香芝市
○宇陀市	○平群町					

3. 職員について（本院及び地域 3 ケ所）

(1) 職員数 ※令和 4 年度当初予定

○施設長	1 名	○個別対応職員	4 名	※兼任
○事務主任	1 名	○家庭支援専門相談員	1 名	※兼任
○事務員	1 名	○心理相談員	2 名	※非常勤

				含
○主 任	1 名	※兼任	○看 護 師	1 名
○児童指導員	7 名	※非常勤含	○里親支援専門相談員	1 名
○生活指導員	2 名		○自立支援担当職員	2 名 ※兼任
○保 育 士	26 名	※非常勤含	○家事支援員	5 名 ※非常勤
○栄 養 士	2 名		○嘱 託 医	1 名
○調 理 員	2 名		○天理高校Ⅱ部学生	2 名
○基幹的職員	1 名	※兼任	【職員数合計】	52 名 ※学生除
				く

(2) 主な資格

○施設長	○児童指導員	○保育士	○社会福祉士	○教員免許	○管理栄養士	○栄養士
○調理師	○看護師	○公認心理師	○臨床心理士	○精神保健福祉士	○社会福祉主事	

第3章 事業計画

1. 会議・連絡会

下記の通り、会議、連絡会を定期的に開催し、運営と養育・支援の適正化と質の向上に努める。

(1) 職員会議

毎月、月初めに全体会議である職員会議を実施する（8月を除く）。会議の前半部分では、児童の特記事項（入退所やアフターケアなどの全体周知事項）の確認、食育、健康管理、心理療法など、それぞれの専門職員からの報告、施設内の各係（余暇活動、学習支援、地域支援など）からの報告、行事や研修等の確認を行う。後半部分では、それぞれのホームごとに分かれ、各ホームの児童における前月からの特記事項を確認する。又、必要に応じて、心理相談員、看護師、里親支援専門相談員、その他の専門職も参加する。

(2) 養育・支援会議

毎月第2水曜日に、児童の養育・支援に関する検討会議を実施する（4・8・1月を除く）。会議の前半部分では、主に養育・支援のスキルアップを目的とした「職員研修」あるいは「事例検討」を行い、後半部分では、近隣月内に職員が参加した研修報告の実施と、全体周知が必要な連絡事項等の確認機会とする。

(3) 事務運営連絡会・部署代表者連絡会・ケース連絡会

院長及び各部署代表職員を構成メンバーとし、毎月、各種の連絡会を実施する。運営連絡会では、法人事務局職員も交えて、主に運営方針の検討および全体会議の議案確認を行い、部署代表者連絡会では、主に食育推

進、部署間の情報共有、ならびに運営連絡会の議案確認を行う。又、ケース連絡会では、児童特記ならびに支援方針の検討、自立支援計画の進捗状況についての確認を行う。

（４）個別対応担当連絡会・家庭支援担当連絡会・自立支援担当連絡会

施設で生活する児童の支援は、個々の生活課題への支援と家庭に関わる課題への支援、そして、自立という成長過程を見据えた支援に分けて考えることができる。個別対応担当連絡会では、主に児童の現状の生活課題に関するアセスメント方法や支援方法について検討を行い、家庭支援担当連絡会では、主に児童の家庭状況に関するアセスメント方法や支援方法について検討を行う。又、自立支援担当連絡会では、主に、児童の成長（発達）段階に応じた自立支援の方法について検討を行う。

又、各連絡会は、児童支援の質の適切さと向上を目指すと共に、担当職員のキャリア教育の機会として活用する。

（５）ケースカンファレンス

入所児童の状況に応じて、適宜、関係機関（児童相談所、学校等）と連携し、カンファレンスを開催、もしくは参加する。

又、心理療法対象児童については、導入前と年度途中、年度末に適宜、心理療法にかかるカンファレンスを、基幹的職員を中心に実施する。このカンファレンスには、心理相談員、各児童の担当職員が参加し、心理療法の導入目的及び支援方針を確認する。

２．生活支援

運営理念に基づき、子どもへ安心・安全な生活と規則正しい日課を保障すると共に、全児童と職員が帰属感を持ち、主体的により良い生活を実現できるよう小規模なホーム運営を行う。

時 間	日課の内容
	職員起床・朝食準備
6：00	児童起床・洗面・更衣・清掃※
6：30	朝の集い
7：00	朝食・朝食片づけ
7：15	登校
8：00	登園
	自由時間（休日）
12：00	昼食・昼食片付け（休日）

時 間	日課の内容
14：00	降園・下校（低学年）
14：30	帰院・学習・余暇
15：30	下校（高学年）
	帰院・学習・余暇
17：30	門限・夕べの集い
	夕食・夕食片付け
	入浴※・学習・余暇
22：00	就寝※・消灯

※ホーム毎に、児童の年齢や活動に合わせて、時間、内容等は柔軟に調整。

（１）ホーム運営

①本体・小規模グループケアホーム

ホーム名	ひのき・くすのき・もみじ・いちよう・もみのき・うめ 計6ホーム
児童定員	1ホーム6～7名

児童構成	幼児、小学生男児・女児、中高生女児
実施事業	小規模グループケア事業（ユニットケア）

②本体・多機能ホーム実践

ホーム名	けやき 計1ホーム
利用定員	0～3名
児童構成	利用児童 ※利用形態：日帰り、日中＋宿泊、宿泊のみ
実施事業	子育て短期支援事業、一時保護委託事業、里親支援事業、児童個別活動

③グループホーム養育実践

ホーム名	まつ・すぎ 計2ホーム
児童定員	1ホーム4～6名
児童構成	中学生以上の男児
実施事業	地域小規模児童養護施設（グループホーム）

④分園型小規模グループケアホーム養育実践

ホーム名	さざんか 計1ホーム
児童定員	2～5名
児童構成	中高生女児
実施事業	分園型小規模グループケア

⑤ホーム単位の会計

ホーム単位で柔軟な日常生活を送ることができるよう、それぞれのホームに「ホーム費」を支給し、下記の科目毎に予算を決め、管理者・担当者を定めて、適切に使用する。

○給食費（食事代・外食代）	○保健衛生費	○被服費	○教育指導費（幼・小・中・高）
○教養娯楽費（教養代・娯楽代・誕生日プレゼント代・地域サークル代）			
○日用品費（日用品代・靴代）			
○器具備品費（消耗品費・器具備品代）			
○雑費（その他）			

（２）食生活

食事は生きる上で最も重要な要素の一つであり、食事を通して安心・安全な生活を児童に提供すると共に、文化やマナーなど、適切な知識を教え、児童の自立につなげる。

①安心・安全な「食」の提供

- ・栄養士の指導の下、日々の献立を作成し、健全な身体づくりを栄養面からサポートする。
- ・ホームごとに、児童と職員とが共に食卓を囲み、食事時間が豊かな雰囲気になるよう配慮する。
- ・児童を対象に1回/年、食の嗜好調査を実施し、嗜好の把握と献立への反映に努める。

②文化やマナー

- ・旬の食材や季節のメニューを通して、文化やマナーを学べるように配慮する。

季節や行事の際の特別メニュー

- ・開設記念日・教祖誕生祭・入学お祝い・こどもの日・GW・七夕・土用丑の日
- ・流しそうめん・夏休み・十五夜・秋の味覚・御霊祭・秋季大祭・BBQ

・年越しそば・餅つき・お節会・七草粥・冬至・春季大祭・節分・感謝祭・ゆず風呂
 ・ひな祭り・春分の日・卒業祝い

③ホーム内調理の継続と質の向上

- ・食育に関する会議を月1回開催し、ホーム内調理の課題や展望を検討する。
- ・専任の栄養士と直接支援職員とで献立内容の相談ができる体制を整える。
- ・調理スキルの向上の為、職員向けの料理勉強会を実施する。

④リービングケアからアフターケアを見据えた食育（調理）の実践

- ・高校生を対象に、学校昼食用のお弁当食材の購入及び、お弁当作りを実践する。
- ・担当職員と一緒に調理（菓子作り含）に取り組み、調理方法のバリエーションを増やす。

（３）衣生活

- 常に清潔で、季節や場に適した衣服を選択・着用できるよう支援する。
- ・児童の年齢に合わせて予算を設定し、被服の購入を行う。

（４）経済観念の育成・財産管理

- ・年齢に応じた小遣いを支給し、経済観念を養う。又、小遣い帳を基に出納管理の指導を行う。
- ・児童手当や特別給付金、小遣い貯金等に関して、1回/月、必ず通帳の記帳を行い、児童本人が、自らの所持財産を担当職員と確認の上、書面化し、記銘を行う。

（５）住環境

- 綺麗で安全な設備を維持し、児童一人ひとりの安心できる環境を提供する。
- ・小規模な（6～7名の）生活単位を基本とする。
- ・それぞれの単位には、生活に必要な設備をすべて整える。
- ・環境美化に努め、破損カ所や死角カ所については、随時、修繕・改修を図る。
- ・ホーム毎に、居室や所持品など、個人所有の物やスペースを確保する。
- ・特定の職員が巡回点検及び、随時指導、巡回記録の作成を行う。

（６）衛生関係

- 衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理を徹底すると共に、下記の内容を実施する。
- ・栄養士による衛生指導巡視を毎月実施。
- ・日常の調理において、健康調査表、検食簿、衛生管理点検表を記入。
- ・年1回、衛生管理研修会を実施。

（７）医療関係

医療的ケア担当職員として、看護師を常勤配置し、嘱託病院の医師の助言の下、児童の健康管理に努め、医療的ケアが必要と考えられる児童には、そのケア並びに担当職員への助言指導を行う。

①医療的ケアが必要な児童の主な疾患

- ・Ⅰ型糖尿病 ・気管支喘息 ・てんかん ・アレルギー性疾患・低身長症

②嘱託病院及び、嘱託病院との連携内容

- ・嘱託病院：天理よろづ相談所病院

・入所時健康診断の実施。（随時）
 ・児童定期健康診断の実施。（年2回）
 ・救急医療体制の連携強化、及び、嘱託医による助言指導。（随時） 等

③嘱託病院以外の主な受診先

・小児科（専門内科） ・内科 ・歯科 ・眼科 ・耳鼻科 ・整形外科 ・接骨院 ・リハビリ科 ・皮膚科 ・精神科 ・外科 等
--

④主な予防接種の内容

・インフルエンザ ・D T ・M R ・日本脳炎 ・C O V I D - 1 9 ・H P V 等
--

※親権者の同意を基本とし、困難な場合はこども家庭相談センターと協議の上、接種を行う。

⑤入所児童の入院について

・入院が必要な児童がいる場合は、親権者の同意の下、必要な措置を取る。

⑥医薬品管理

・医療的ケア担当職員である看護師を中心に、各ホームの常備薬を管理する。
・各ホームに常備する医薬品、医薬備品は以下の通り。

・内服薬 … 解熱鎮痛剤、酔い止め（15才以上＆未満） ・外用薬 … 消毒液、シップ薬、痒み止め、オロナイン ・備品 … 絆創膏、サージカルテープ、包帯、ガーゼ、綿棒、爪切り、体温計、マスク、 耳かき、ピンセット、冷えピタ、テーピング
--

※上記以外に、スミスリンシャンプーなどを、看護師管理で別室にて保管。

（８）心理療法

心理療法担当職員として、臨床心理士（公認心理師）を常勤配置し、児童相談所の助言の下、心理療法が必要と思われる児童の心理療法並びに職員へのコンサルテーションを実施する。

①プレイルームは、大（30㎡）、小（15㎡）の2か所を、児童の状況に応じて使用。

※心理療法（プレイセラピー）の時間と空間は、誰からも干渉されることのないものとして事前に対象児童に伝え、取り組みを行う。

②実施する主な心理療法並びにコンサルテーションは以下の通り。

・心理療法 ・心理検査 ・生活場面面接 ・施設職員等への助言及び指導 ・ケース連絡会及び、入所時のケース説明への出席 ・その他
--

（９）アドミッションケア ～ インケア ～ リービングケア

児童一人ひとりに、入所時にアセスメントを実施し、アセスメントに基づいた支援を実施する。

又、年度当初と中間時に自立支援計画を策定し、長期及び短期目標を立て、支援を行う。又、下記行事へ積極的に参加する。

・自立生活支援研修会（奈良県児童養護施設協議会・森田記念福祉財団助成事業）へ参加
・調理実習（奈良県児童福祉施設連盟・県栄養士会主催）へ参加
・S S T 研修及び職業体験（N P O 法人おかえり主催）へ参加

（10）アフターケア

陽睦会の事務局運営を行い、施設退所児童の動向把握、名簿作成、陽睦会総会の開催等、継続性のある支援を実施する。特に措置停止児童には、積極的に家庭訪問を実施する。又、自立支援担当職員を配置し、対象職員や関係機関と連携を図り、各種制度（事業）を活用しながら、退所児童の社会（地域）での適応的な生活支援を実施していく。

①アフターケア窓口の設置及びアフターケア記録の活用

②陽睦会活動 … 総会開催、会報発行、入所児童への激励、退所児童の名簿整理等

3. 余暇活動

（１）行事

月	①施設内	②招待	③教会本部・地域
4	創立記念行事 お花見 交流会（山の辺小学校）	農せんと きのこ狩り	教祖誕生祭参拝 全教一斉ひのきしんデー
5	月例行事 端午の節句（鯉のぼり掲揚・甲飾） GW ホームレク		子ども会新会員歓迎会 わんぱく相撲
6	月例行事 体育祭 ふれあい防災イベント（法人）	岩屋地区ホテル祭り	近養スポーツ大会県予選 奈児連調理実習
7	月例行事 七夕飾り 富士登山（卒院予定児童対象）	プール招待 プロ野球観戦 宮内財団京都水族館	奈児連臨海訓練 金魚すくい選手権予選 こどもおちばがえり団参
8	月例行事 交流会（山幼・山小・北中）	プロ野球観戦 農せんと サマーキャンプ NP0 法人おかえり流し素麺	学生生徒修養会高校の部 奈良教区夏季成人塾 奈児連球技大会
9	月例行事 / お月見 秋季御霊祭	奈良クラブサッカー観戦	
10	月例行事 ふれあい広場	農せんと 稲刈り	秋季大祭参拝 別所町子ども会秋祭り 山の辺校区大運動会
11	月例行事	宮内財団プロ野球ファンフェスタ 日産労連観劇 奈良バンビシャスバスケ観戦	奈児連調理実習 天理市落ち葉かき 校区ソフトボール大会
12	月例行事 奈良マラソン応援 餅つき大会 / 正月飾り 年末お礼参拝	彩華ラーメン	奈良教区冬季成人塾 子ども会映画を見る会 子ども会クリスマス会
1	元旦祭 月例行事	森田記念福祉財団USJ 劇団カッパ座観劇	教会本部元旦祭参拝 / お節会 春季大祭参拝 奈児連調理実習 アートコミュニケーション
2	月例行事 / 節分 感謝祭		子ども会6年生を送る会
3	月例行事 桃の節句（雛壇飾） 卒業祝賀会（高校卒業生対象）	駅前チャリティイベント	春の学生おちばがえり

（２）サークル活動等

①鼓笛活動

天理教少年会活動、又、情操教育の一環として、「鼓笛隊」活動を実施する。本活動では、集団練習を通して、個性を伸ばしながら、コミュニケーション能力の向上を図ることも目的の一つである。演奏は、夏のこどもおちばがえりや施設内外で開催される様々なイベントへ出演予定。演奏曲は、社会福祉法人天理テーマソング「未来（あした）に向かって」。

②スポッチャ（スポーツ・チャレンジ推進活動）

職員・児童ソフトボール交流会、校区スローイングビンゴ大会、大和郡山市金魚すくい選手権、十三峠越えハイクなど、地域行事への参加および院内の職員・児童の交流、心身の鍛錬を目的とした行事を企画し、開催する。

③フットサル活動（春～夏期限定行事）

近畿児童養護施設協議会主催フットサル大会及び県予選参加の為、夏期限定で行う活動。小学生児童を対象にフットサル活動を行い、児童の心身の成長を支援する。

4. 学習活動

担当者を整備し、児童の発達に合わせた学習・進路指導ができるよう、又、児童が「最善の利益」にかなった進路の自己決定が出来るよう、保護者、学校、こども家庭相談センターと十分な協議、連携を図り、支援する。

（１）院内新聞

○毎月発行（年間全 12 号発行）

各月毎に行われた各種行事や参加した児童、職員の様子、誕生日コメント、投稿作品等を掲載し、院生活の余暇の一環として寄与すると共に、施設の活動記録としても活用する。

（２）学習指導及び進路

○学力向上の為、以下の活動を実施

- ・漢字検定試験対策テキストを希望児童へ配布
- ・辞書引き活動推進。 ※入所時に国語辞典 1 冊支給
- ・計算プリント（55 級～A5 級）、漢字プリント（1 年～6 年）の常設（図書室内）
- ・学習ボランティア（小学生向け・中学生向け）

○施設開設型学習塾ボタニカとの連携

- ・施設内に塾を開設し、中高生の希望児童を対象に学習支援を実施する。

（３）児童図書

○児童の情操教育、知る権利の保障の一環として、図書室を完備し、整備を実施

- ・定期的に新規図書の購入を行なう。 ※児童へ希望図書のアンケートなども実施
- ・蔵書点検を 2 回/年実施する。 又、返却点検を 1 回/週実施する。

（４）性教育

①児童への性教育

看護師を中心に、年齢や発達段階に応じた性教育の機会を設ける。又、関連図書の配備や 15 才以上の全児童に小冊子「U18」の説明を実施し、配布を行う。又、こども家庭相談センターと連携し、必要な児童には、通所指導を実施する（2021 年度は 1 名実施）。

②性教育に関する職員研修

施設内研修の実施や、全国性教育セミナー、思春期保健セミナー、性教育研究会学術大会など性教育関連研修にも積極的に参加し、最新情報の収集と職員の意識向上に努める。

5. 権利擁護

天理教の教えに基づき、児童を無差別平等に接し、児童一人ひとりの権利を尊重し、養育を行う。さらには、社会福祉法人天理就業規則・苦情解決委員会規定・個人情報保護規定、天理養徳院運営規定に基づき、入所児童等及び保護者等に関する権利擁護に努める。

（１）児童の権利について

①権利擁護に関する職員向け資料（当院オリジナル）の配布

「権利擁護の取り組み～被措置児童等虐待対応マニュアル」を全職員へ配布。

②権利擁護に関する職員研修等の実施

新任職員研修に「権利擁護」に関する時間を設けて、入職段階より啓発に努める。又、職員会議や職員朝礼で、施設長より権利擁護に関わる訓話を実施する。

③権利ノートの配布

新規入所児童へ、奈良県子ども家庭課発行「権利ノート」を配布し、説明を実施する。

④客観性のある職員の介入

ホームの密室化を防ぐ為、各ホームの取り組みを客観的に確認する職員を配置する。

⑤ポスターの掲示

集会所（遙拝室）入口に、子どもの権利条約の内容をポスター掲示する。

（２）個人情報保護

①個人情報媒体の徹底管理

児童や保護者に関する重要書類を、施錠可能な所定場所（資料室）で一括管理する。

②児童管理システムの活用

児童の情報はＰＣによる入出力を行い、入出力や閲覧の権限管理も行う。

③記録等に関する規定等の整備

記録に関するマニュアルや記録の管理規定、写真管理マニュアルの作成に努める。

④写真の保護者同意掲載の徹底（院内掲示物除く）

…県や市の広報に掲載される場合などは、特に留意し、保護者の意向を常に確認する。

（３）プライバシー保護

入所児童が「知られたくない」と思うような情報を、本人の同意なく無断で使用や閲覧、収集することのないように努める。とりわけ、児童居室においては、学習机や押し入れなど、個人スペースの確保に努め、入浴や排せつ時に職員の介助が必要な場合も、他児の目に触れないように配慮する。

（４）苦情解決

①苦情解決委員会

社会福祉法人天理として、社会福祉法第 82 条の規定により、苦情解決委員会を設置し、利用者からの苦情・提言に適切に対応する体制を整え、苦情・提言の解決に努める。

②苦情解決に関する啓発活動

掲示板を活用し、苦情解決委員会の設置に関する掲示を行う。又、社会福祉法人天理のホームページ内に、意見・提言の受付に関する情報を記載する。

（５）児童の意向の尊重

①児童自治会

施設全体に関することで、児童からの要望がある場合は、児童自治会を開催する。

②ホームミーティングの実施

週１回児童・職員参加型のミーティングを実施し、生活上の様々な確認や相談を行う。

③意見箱の設置

意見箱を設置し、児童の意見表明の機会を確保する。意見箱に投函された意見は、直接院長が確認し、児童の希望に沿って適切に対処する。

④ポスター掲示

院内ルールや権利擁護啓発に関するポスターを施設内各所に掲示する。

（６）被措置児童等虐待対応

①全国児童養護施設協議会発行“被措置児童等虐待防止チェックリスト”の定期実施

部署ごとに代表職員が中心となり、全職員がチェックリストの内容確認を行なう。

②懲戒処分等の案内

職員会議等の全体集会の機会を利用して、懲戒の対象であることを周知する。

6. 渉外関係

（１）行政関係

措置費の申請事務や職員配置の確認業務については県庁（奈良県子ども家庭課）、児童の入退所や措置変更、一時保護委託等については、奈良県中央・県高田・奈良市こども家庭相談センター）、ショートステイやトワイライトステイについては、各市町村の児童福祉課などと、行政関係への窓口となる職員を特定し、円滑な連携に努める。

（２）学校関係

行政関係と同様、学校への窓口となる職員を特定し、円滑な連携に努める。その他の連携については、以下に記載する。

①学校との連絡会の実施

入所児童の内、在籍の多い山の辺小学校、天理市立北中学校について、毎月１回、双方の管理的職員同士（学校：校長・教頭・人権推進教諭、施設：院長・主任・基幹的職員・各ホーム代表者）による連絡会を開催し、教育現場と生活現場との情報共有に努める。

②学校との交流会、合同研修の実施

在籍児童の多い学校等と交流会や合同のテーマに基づいた研修を実施する。

③各学校 PTA 役員へ職員派遣

愛護会、PTA、育友会など、各学校の保護者会活動に積極的に参加する。

（３）施設関係

①奈良県児童養護施設協議会への参加

月に1回実施される上記協議会の代表者会議や権利擁護を考える会、研修部会等に参加する。

②奈良県児童福祉施設連盟への参加

上記連盟の各部会に職員派遣すると共に、各種研修（新任研修等）や行事（臨海訓練、アートコミュニケーション、球技大会、調理実習等）に参加する。

（４）地域貢献活動

①各校区内部会への参加

天理市や学校区の部会役員（天理市スポーツ推進委員会、別所町子ども会、別所町体育委員、西長柄町消防団、学校・地域パートナーシップ、山の辺小学校学校運営協議会、山の辺校区人権推進協議会）に職員を派遣し、又、行事（やまのべ多世代ふれあい食堂、子ども会各種イベント等）への参加も積極的に行う。

②地域公益的取り組みの参加

社会福祉法人天理が主催する地域公益的取り組み（ふれあい防災イベント等）に積極的に参加する。又、1回/年、ふれあい広場を開催し、地域の方々を施設へ招待する。

（５）実習受入

後進育成を目的に、保育士、社会福祉士、看護師、公認心理師、栄養士といった資格取得の為の実習や、インターンシップなどの実習を受け入れる。

（６）ボランティア受け入れ

入所児童の自立支援や地域との交流を目的に、様々なボランティアを受け入れる。

・絵本読み聞かせ ・学習指導 ・着付け ・陶芸 ・生け花 ・児童支援 ・その他

（７）視察・見学受け入れ

施設の取り組みや児童を取り巻く状況の啓発を目的に、施設見学を積極的に受け入れる。

（８）講師派遣

地域貢献及び施設の啓発を目的に、施設職員を積極的に講師として派遣する。

（９）里親支援

当院は、平成25年度より里親支援専門相談員を配置しているが、平成29年度から、奈良県知事より「里親支援機関」の指定を受けている。令和4年度においては、児童家庭支援センターてんりと連携し、施設実習の受入れや研修講師派遣等、より一層の里親支援事業の充実を図る。

※詳細については、児童家庭支援センターてんりの事業計画に記載。

（10）保護者への支援の充実

①施設として一貫した保護者対応の実施

家庭支援担当職員を中心に、保護者対応マニュアルを整備する。

②施設の取り組みの丁寧な説明

保護者説明資料として「入所のしおり」を配布する。「入所のしおり」は適宜、見直す。

③家庭復帰後のケア体制の整備

児童家庭支援センターと連携し、家庭復帰後のケア体制を整える。

7. 設備関係

(1) 防犯・防災

①防災訓練の実施

毎月1回、火災を想定した避難誘導及び通報、初期消火の訓練（消火器の設置及び位置・使用方法の確認）を実施する。又、10月と3月には上記に加えて、天理教教会本部消防掛の隊員を講師として招き、訓練用の消火器を使用して、実際に火を消す訓練を実施する。さらに、地震や風水害など、様々な場面を想定した訓練（ナラ・シェイクアウトの参加、保存食の備蓄定期点検）を実施する。

②防犯対策

防犯用『さすまた』を常設する。又、敷地内の防犯カメラを活用し、防犯対策に努める。さらに、毎日19:30に正門を施錠すると共に、夜間22:00以降は管理宿直者による巡視を実施する。

(2) 車両・軽車両

①軽車両について

軽車両に関する法律やマナーを、児童でも分かるようにポスターなどを使用し、掲示する。又、年度初めに、通学軽車両を使用する中高生を対象に、勉強会を実施する。加えて、児童用や公用の自転車を新規購入し、使用すると共に、1回/週、ブレーキやランプ、タイヤの摩耗などの点検を実施する。

②公用車両について

天理教教会本部が開催する交通安全講習に、新任職員や公用車両で接触等のある職員については参加を徹底する。又、職員の全体会議でも研修の場を設け、映像を用いて交通安全意識向上に努める。公用車両の管理としては、点検及び洗車を毎月1回実施する。さらに、公用車両の劣化等については、適宜修繕を行う。又、公用車両の運転については、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1回/年、発行手続き実施）を以て、施設長が許可の判断を行う。

(3) 環境整備

①環境美化

施設内の環境美化を日常的に努めると共に、木曜日と日曜日に施設内外の清掃活動を実施する。

②保守点検

消防設備（スプリンクラー、消火器、煙センサー等）や放送設備（通常放送、非常放送）、その他（電気・ガス・水道等）の点検を随時実施する。又、遊具の点検を行う。

③各倉庫管理者配置

防災や防犯及び児童間のいじめ防止の観点から、施設内各倉庫に管理者を配置し、管理を行う。

(4) 改修・修繕

①児童居室の快適化

平成4年より使用している児童棟の劣化箇所の修繕に加えて、児童へのより一層の家庭的な生活空間の提供を目的として、児童棟の快適化・効率化を実施・検討する。

②分院の劣化箇所の修繕

本体施設と同様、分院の屋根・外壁など、劣化箇所の修繕を適宜実施する。

8. 職員関係

(1) 職員研修

全国児童養護施設協議会作成の「児童養護施設の研修体系—人材育成のための指針—」に基づき、積極的に研修に実施・参加し、職員のスキルアップを目指す。

①8分野の専門領域において「研修計画」を策定し、職員研修を実施・参加する。

①人材育成の基本	専門性を追求する姿勢 等
②資質と倫理	人格的資質を高める姿勢 等
③子どもの権利擁護	権利擁護を推進する姿勢 等
④知識	実践に必要な知識・知見
⑤子どもの支援技術	支援の技術
⑥チームアプローチと機関協働	チームアプローチの手立て 等
⑦家族支援	家族支援の姿勢・手立て
⑧里親・ファミリーホーム支援	里親支援・協働の姿勢 等

②職員の育成レベルを6階層に分け「研修計画」を策定し、職員研修を実施・参加する。

Lv. 1…入職前職員	採用が決まっている者
Lv. 2…新任職員	入職1年目、施設内業務の理解と実践
Lv. 3…初級職員	入職2～3年目、施設内業務の自立と職能の拡張
Lv. 4…中級職員	入職4～7年目、後任者の育成技能の習得
Lv. 5…上級職員	入職8年目以降、専門性の確立と研修企画・開催
Lv. 6…施設長	施設長となる資格を有した者、管理運営

③研修実施及び参加予定

1) 実施（主な施設内研修） ※外部講師の招聘も随時実施

- ・朝礼前（30分間）学習会（内容：看護、食育、養育方法に関わること etc）
- ・「衛生管理・感染症予防」に関わる研修
- ・「性教育」に関わる研修

- ・「自立支援計画策定」に関わる研修
- ・「家庭・保護者支援」、「里親制度」に関わる研修
- ・「児童虐待・トラウマ・愛着の障害」に関わる研修
- ・「メンタルヘルス・ストレスチェック」に関わる研修
- ・その他（各学校との合同研修会、県内／県外施設見学 etc）

2）参加（主な施設外研修）

- ・全国児童養護施設協議会（全国大会・FSW 研修会・中堅職員研修会）
- ・日本子ども虐待防止学会（職員研修会）
- ・日本子ども養育研究会（総会・職員研修会）
- ・小舎制養育研究会（職員研修会）
- ・西日本セミナー（総会・職員研修会）
- ・近畿児童養護施設協議会（総会・職員研修会）
- ・奈良県（心理職員事例検討会・キャリアアップ事業・児童福祉専門援助講座）
- ・奈良県児童福祉施設連盟（新任職員研修会・職員研修会・事例研究会）
- ・天理教社会福祉施設連盟（おやさと研修会・全国大会）
- ・その他（SBI・西日本こども研修センター・日本家族計画協会・子どもの虐待防止センター等）

（2）福利厚生

厚生労働省による「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の通知に基づき、職員の処遇改善にも努め、勤める職員が将来ビジョンを描ける施設運営を目指す。

①職員の処遇改善

- ・住み込み職員の休憩時間確保の為、家事支援員を引き続き雇用。
- ・職員のライフスタイルに合わせた勤務形態の創設。

②親睦会開催

- ・長期休暇の前後に、職員慰労も兼ねた食事会を開催。
- ・年度初めの歓迎会、年末の忘年会、年度末の送別会を開催。
- ・児童職員参加のソフトボール交流会を実施。
- ・職員旅行の実施検討。

9. その他

（1）寄付について

施設の取り組みや現状、又、寄付の用途としては児童の自立支援という目的があることを十分に説明した上で、寄付の受け入れを行い、寄付者の意向確認の上、ホームページで公表を行う。

（2）庶務会計関係

書類の提出先や回覧の経路、捺印欄、保管方法などを適宜見直し、適切に管理者及び担当者が確認

できるように努める。又、公的金融の適切な運用、管理を図る為、法人の経理規定（2021. 7 改訂）並びに、経理体制（2021. 6 施行）に基づいた業務の徹底に努める。

おわりに

今後も、新しい養育ビジョン、及び国・県政の動向に応じた取り組みを講じていく。

以上

＜参考資料＞

- ・ 児童養護施設運営ハンドブック（厚生労働省 2014. 3）
- ・ 社会的養育の推進に向けて（厚生労働省 2021. 5）
- ・ 令和3年度 家庭福祉対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省 2020. 10）
- ・ 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について一部改正（厚生労働省 2019. 10）
- ・ 令和3年度 全国児童養護施設協議会 便覧（全養協 2021. 9）
- ・ 児童養護施設のあり方に関する特別委員会 最終報告書（全養協 2021. 6）
- ・ 奈良県児童虐待防止アクションプラン第4期（奈良県 2020. 3）
- ・ 社会福祉法人天理規程集

令和4年度 事業計画

児童家庭支援センター

てんり

事業計画書	児童家庭支援センターてんり
-------	---------------

令和4年度・事業計画

第1章 運営方針及び施設概要

1. 運営方針

○理念：「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

…この言葉（和歌）は、本体施設である天理養徳院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮 様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

○方針

…児童家庭支援センターてんり（以下「当センター」）は、天理教の教えに基づき、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、地域住民、その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導・支援を行う。また、併せて児童相談所、各市町村要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

2. 施設の概要

○創 設：平成12年10月1日

○運営主体：社会福祉法人 天理

○理 事 長：深谷 忠道

○名 称：児童家庭支援センターてんり（本体施設…児童養護施設 天理養徳院）

○施 設 長：久保 悟（本体施設の施設長兼任）

○所 在 地：奈良県天理市別所町715番地3（法人本部、本体施設と同敷地内）

○連 絡 先：①一般 TEL 0743-63-8162 FAX 0743-68-1721 Mail tenri@sand.ocn.ne.jp

②里親支援 TEL 0743-85-5567 FAX 上記①と同じ

Mail foster-support@welfaretenri.com

○設 備 等：相談室、プレイルーム（大・小）、待合室、キッズルーム、会議室、研修室、地域交流室、事務室 他

○実施事業：地域・家庭からの相談に応じる事業、市町村の求めに応じる事業、都道府県又は児童相談所からの受託による事業、里親等への支援、関係機関等との連携・連絡調整、その他子育て支援にかかる事業

○開所日時：日曜から月曜 午前9時から午後6時 *年末年始を除き祝日も開所。

○H P : ①一般 <http://centertenri.sakura.ne.jp/>

②里親支援 <http://nara-satooya.com/>

○職 員 数：施設長（兼任）1名、次長1名、相談員2名、心理相談員2名、
里親支援専門相談員1名、事務員1名 合計8名

＊職員の主な資格は、教員免許、保育士、臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、児童発達支援管理責任者・里親登録

第2章 事業計画

1. 相談に応じる事業

（1）地域・家庭からの相談

①相談の受付

…児童本人やその家族、並びに各種関係機関より相談を受け付ける。

・相談の経路別内訳

児童相談所（連絡）、福祉事務所、民生児童委員、市町村（福祉・保健・その他）、
児童福祉施設（保育所・その他）、警察等、保健所、医療機関、学校、教育委員会、
里親等、家族・親戚、近隣住民・友人、児童本人、成人本人、その他

・相談の形態（方法）内訳

来所、電話、手紙、FAX、Eメール、訪問、SNS（LINE など）

・相談の種類別内訳

養護相談（虐待相談含む）、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、他の相談

②相談の処理

…受付されたケースは、受理支援会議（月に1～2回実施）にて、助言指導、継続指導、他機関あつせん、児相への通告連絡等の支援方針を選択し、調査・社会診断指導、心理診断指導、心理療法等を実施する。

・処理の種類

調査・社会診断指導、心理診断指導、心理療法（心理相談員・相談支援員）

③相談の記録

…受付（受理）及び処理したケースは、下記の記録等を作成し保管する。

・記録の種類

児童台帳（パソコン管理）、児童記録票（表紙、経過）、経過一覧、援助計画、
診断所見（社会診断、心理診断）、業務日誌、その他各種資料等

（2）児童相談所からの委託による指導

奈良県中央こども家庭相談センター並びに高田こども家庭相談センターからの委託を受けて、指導等の支援を実施する。

ケースの受理・処理・記録は「(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業」に準ずる。

(3) 里親からの相談（県市からの委託業務）

①訪問等支援

…里親等を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親等への指導及び支援を行う。訪問支援等実施前に児童相談所と訪問日時や訪問支援内容、訪問回数等について十分調整を行い、訪問実施後は速やかに実施内容をまとめ、児童相談所に報告する。頻度については、里親及び児童の状況に応じ、児童相談所と調整の上で設定する。また、必要に応じて来所や電話等での相談を受け付ける。

②里親の一時的な休息（里親レスパイト・ケア）

…里親レスパイト・ケアについて里親に周知し、利用の申請があった際は、受け入れ先の児童養護施設及び里親等との調整を行う。取り分け入所機関である本体施設（天理養徳院）と連携し、レスパイト・ケアが利用しやすい体制を作る。

2. 交流事業

(1) 広場型子育て支援事業「親子広場ふりー」

気楽に親子で集える場所を提供することによって、親同士が交流し、他の親や他の子どもと接することによって、少しでも子育てにおいて気づき合い、学び合ってもらおう。また、相談支援を希望する保護者については、相談支援機関としてつながる。

○実施日時…毎月第1・3水曜日 10:00～12:00（年末年始等を除く）

○場 所…天理養徳院 地域交流室

○参加対象…生後4か月程度の乳幼児から小学校低学年児童及び保護者

○内 容…遊び場開放、その他

(2) 里親情報交換会「おしゃべり広場」

里親同士の情報交換の場として、奈良県里親会や児童養護施設等と連携して実施する。

○実施日時…毎月18日 10:00～12:00

○場 所…天理養徳院 地域交流室

○参加対象…里親及び里親家庭で生活する子ども、奈良県里親会会員（賛助会員含む）

○内 容…遊び場開放、ミニ研修会、リユースバザー（年1回）

3. 研修事業

(1) 「専門援助講座」の開催

地域の関係機関と共に学び合い、連携を深めることを目的として講座等を実施する。

○回 数…1回

- 場 所…天理養徳院 講堂 及びオンライン
- 参加対象…児童福祉に携わる職員、関係機関（テーマによる）
- 内 容…子育て講座、発達障害、性教育等

（２）里親研修・トレーニングの実施（県市からの委託業務）

①里親基礎・登録前研修の実施

…里親登録の希望者を対象とした里親基礎研修並びに里親登録前研修を実施し、里親養育の担い手増加に努める。なお、研修は講義と実習に分かれており、講義は当センターを会場に年４回、実習は県内の乳児院や児童養護施設に委託して実施する。

②里親更新研修の実施

…里親登録の更新希望者を対象とした里親更新研修を実施し、里親家庭のスキルアップに努める。なお、研修は講義と実習に分かれており、講義は当センターを会場に年３回、実習は県内の乳児院や児童養護施設に委託して実施する。

③里親トレーニング講座「里トレ」の実施

…児童の委託の無い里親に対し、児童を委託された際に直面する様々な事例に対するトレーニングを実施し、委託可能な里親を育成することを目的に、年３回実施する。

④専門里親研修の一部実施

…専門里親登録を希望される里親に対し、奈良県の依頼を受け、専門里親研修・演習の部開催の協力を行う。

４．啓発事業

（１）児童虐待防止推進「オレンジリボンキャンペーン」

①児童虐待防止推進月間における街頭啓発

- 実 施 月…11 月
- 場 所…県内主要駅
- 内 容…オレンジリボン・啓発用パンフレットの配布
- 連 携…奈良県こども家庭課、天理市児童福祉課

②児童虐待を防止する学生ミーティング

…増加の一途を辿る児童虐待について、教育・医療・福祉を学ぶ学生と共にその防止について話し合い、虐待防止啓発のアクションを起こすと共に、これから親や支援者となる学生層への啓発活動を行う。

（２）里親制度啓発活動（県市からの委託業務）

①里親月間における街頭啓発

…里親制度の普及並びに啓発に資するため、関係機関とも連携を図り、里親月間である10月を中心に、県内主要駅にてパンフレット等を配布する。

②里親制度説明会「里セツ」の開催

…県内各市町村の児童福祉関連部署と連携して、市町村単位で里親制度の普及啓発のための説明会を開催し、新たな里親を開拓するとともに、市町村職員等に対して、里親制度の周知を図る。

(3) HPによる啓発活動

相談支援機関として、また、里親支援機関としての専用サイトを運営し、子育てや里親に関する情報を求める方に、情報を提供する。

①一 般 <http://centertenri.sakura.ne.jp/>

②里親支援 <http://nara-satooya.com/>

(4) その他の啓発活動

①児童家庭支援センターてんり専用パンフレットの配布

…当センター専用のパンフレットを、天理市保健センターと連携し、母子手帳を取得する全家庭に当センターの案内を配布する。

②市町村の広報誌や回覧板等への啓發文掲載

…天理市を中心として、市町村が作成する子育て情報誌への掲載を依頼し、相談支援を希望する家庭に情報を届けるとともに、他市町村の広報誌や回覧板折り込み資料などを活用し、児童福祉や里親制度に関する啓発を行う。

③講師派遣（出前講座）及び施設見学受け入れ等

…児童虐待の防止及び里親制度の啓発を目的として、講師派遣や施設見学受入を行う。

- ・天理教保育土育成白梅寮生研修 ・各市町村のファミリーサポート事業
- ・天理市保育サポーター養成講座 ・奈良保育学院 ・天理大学 等

5. 連携事業

(1) 県内各市町村との連携（家庭支援連絡会議等の参加）

天理市要保護児童対策地域協議会の運営・協議に協力する他、近隣市町村の同会議への出席、また各々の機関が主催する会議に積極的に参加し、連携を深める。

①天理市要保護地域対策協議会（代表者会議・実務者会議）

②子ども・若者支援てんりネットワーク（代表者・実務担当者的会議）

③天理市就学指導委員会（会議・教育相談・審議）

④学校でのコンサルテーション（心理士出向）

- ⑤新設される奈良市児童相談所との連携を図り、子育て支援、里親支援業務に資する。
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）の里親家庭利用促進
- ⑦保健センターの巡回（心理士出向）

（２）奈良県との連携

- ①児童相談所からの委託による指導・支援を実施する。また、各地域担当児童福祉司と各個別ケースのカンファレンス会を行い、連携の強化を図る。
- ②奈良県から委託を受けて実施する里親支援事業について、適切かつ円滑な運営に資するため、事業の内容についてはつねに県こども家庭課及び児童相談所との連携を行う。また、里親支援を実施する上で、関係機関との連絡会議の参加・開催を行う。
 - ・里親支援機関に関する奈良県こども家庭課との定例会議
 - ・奈良県里親委託等推進委員会（参加）
 - ・里親支援実務者会議（開催）

（３）県内諸団体との連携

- 奈良県発達障害支援センターでいあ～発達障害者支援連絡協議会
- 奈良県里親会
- 奈良県ファミリーホーム協議会
- NPO 法人おかえり 等

（４）児童家庭支援センター協議会等の参加

- 全国児童家庭支援センター研究協議会全国大会（参加）
- 近畿児童家庭支援センター協議会（参加）
- 全国里親会全国大会（参加）

（５）法人内事業所や天理管内事業所との連携

- ①本体施設である天理養徳院とは、合同会議や個々に協働して取り組んでいるケースを通して、連携を図る。児童相談所からの緊急一時保護や市町村からのショートステイは、本体施設と連携を図り、受入れを行う。
- ②指定障害福祉サービス事業所なごみと連携し、放課後等デイサービス事業、短期入所支援事業、児童発達支援事業を利用している児童またその保護者に対して、必要に応じて相談を受け、助言及び指導を行う。
- ③心理相談員が定期的に月に一度、天理教教庁託児所、めばえ託児所を巡回訪問し、乳幼児の発育等の経過観察を行い、担当保育士等職員へのコンサルテーション等を行う。
- ④学校法人天理大学、公益財団法人天理よろづ相談所病院、社会福祉法人天理等の天理管内で勤める心理士の勉強会に参加する。

6. 事業運営を円滑にするための諸活動

(1) 会議

①職員会議・法人連絡会

…毎月（8月を除く）の月初めに行われる法人職員の全体会議である職員会議、また、法人天理各施設の幹部職員による法人連絡会に参加し、法人本部や本体施設、併設している障害福祉部門と情報を共有し、より良い相談支援に努める。

②受理支援会議

…1か月間に1～2回の頻度で受理支援会議を実施。受け付けたケースについて、受理の可否、援助計画の策定及び支援の再評価等を行う。

(2) 職員研修

①研修会の参加

…各種団体が主催する研修会に参加し、援助技術の自主研鑽に努める。

- ・奈良県児童福祉専門援助講座
- ・奈良県地域生活定着支援センター研修会
- ・子ども・若者支援ネットワーク研修会
- ・天理市就学指導委員（研修会）
- ・天理市ユースアドバイザー養成講座
- ・道の心理臨床家の集い
- ・奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」事例研究会
- ・全国児童家庭支援センター研究協議会
- ・家庭養護促進協会主催「里親支援にかかわる Worker のための研修」

②施設等への見学

…子育て支援の上で先進的な活動を行っている施設に見学に行き、支援の質の向上に努めると共に、それぞれの取り組み情報を共有する。

(3) 設備管理

利用しやすい施設に資するため、常に設備内の美化に努めるとともに、職員の増員に向けて、事務スペースの拡充や最適化を検討・実施する。

(4) 人事・労務管理

①職員の増員

…子育て支援、里親支援の諸活動の展開と、数年後の欠員を見据えて、令和4年度に1名、令和5年度にもう1名の正規職員の確保を行うと共に、相談支援経験のあるスタッフを非常勤職員として1名確保する。

②勤怠管理

…職員の労働時間把握、勤怠管理に努めることにより、業務内容や業務量の見直しを図り、相談支援業務に従事する職員が働きやすい職場作りに努める。また、緊急時の対応が必要な場面において、職員が安心して業務に取り組めるよう、勤務体制の見直しを図る。

7. 年間活動予定

	全般	里親支援
4月	本体施設創立記念日 天理市保健センターへチラシ配布	里親支援機関定例会議 里親委託等推進委員会
5月	天理市要対協実務者会議 近畿児童家庭支援センター協議会総会 天理市子若実務者会議	里親支援実務者会議 里親基礎・登録前研修 奈良県里親会総会
6月	天理市保育サポーター養成講座受入 法人天理ふれあい防災イベント	里親支援実務者会議 里親更新研修、里親トレーニング講座
7月		里親支援機関定例会議 里親委託等推進委員会
8月	天理市就学支援委員会参加 天理市要対協実務者会議 天理市子若実務者会議	里親支援実務者会議 里親基礎・登録前研修 里親制度啓発パンフレット印刷
9月	児童福祉専門援助講座 夢てんり主催仕事フェア協力	里親支援実務者会議 里親更新研修 里親トレーニング講座
10月	本体施設「ふれあい広場」 全国児童家庭支援センター研究協議会	里親支援機関定例会議 里親委託等推進委員会 里親月間啓発活動、里親制度説明会 里親会全国大会
11月	児童虐待防止推進月間 天理市要対協実務者会議 天理市子若実務者会議	里親支援実務者会議 里親基礎・登録前研修
12月	年末大掃除 年末休業（12/31～）	里親支援実務者会議 里親更新研修、里親トレーニング講座 里親会親睦会
1月	年始休業（～1/3） 児童福祉専門援助講座	里親支援機関定例会議 里親委託等推進委員会

		特別養子縁組のつどい
2月	天理市要対協実務者会議 天理市子若実務者会議	里親支援実務者会議 里親基礎・登録前研修
3月	法人天理新任職員研修 次年度準備	里親支援実務者会議 次年度プロポーザル 里親支援リユースバザー
定例	職員会議及び法人連絡会（1回／月） 受理支援会議（1～2回／月） 親子広場ふり～（1回／2週）	情報交換会おしゃべり広場（1回／月） 里親ネットなら会議出席（1回／2月） F H協議会定例会議（1回／2月）

以上

令和4年度 事業計画

指定障害福祉サービス事業所

なごみ

令和4年度・事業計画

1. 事業目的

社会福祉法人天理の運営方針に基づき、知的側面や発達に障害がある、また、障害はなくても育てにくさのある1歳から18歳の子どもの対象に、一人ひとりに合った療育を計画・提供し、より必要な支援を行う。又、子育てに不安を感じている保護者に寄り添い、共に、個々に合った対応方法を見つけだし、子どもが安心して育つ様に支援していく。

天理教教祖のお言葉に、「育てば育つ 育ては誠 誠は修理 修理は肥やし」（おさしづ M23. 6. 24）があるが、このお言葉はスタッフにとって深く心に留まるお言葉である。「十分に育ててもらいたいとの誠の心で日々接していくことは、作物を手厚く世話して肥を施すのと同じで、そのまごころは子どもにも通じ、神様に通じて、育てる人も育てられる子どもも、神様のご守護により素晴らしい結果を見せていただける」と理解させていただき、スタッフの心の指針として療育に励みたいと考えている。

放課後等デイサービス・短期入所事業

2. 事業方針

- （1）子ども達一人ひとりを、一人の人間として尊重するとともに、さまざまな事柄に主体的に関わる中で楽しみながら個々の能力を向上させることができるよう支援する。
- （2）子ども達のもつ特性や障害、生活の実態に応じて療育を立案及び提供し、生活リズムや基本的生活習慣の確立、集団生活への参加など、発達上必要な援助を行う。
- （3）保護者と連携しながら子ども達の育ちを援助し、子育てのパートナーとしての役目を果たすとともに、家庭における育児の上に、知識や技術を共有できるよう働きかける。又、保護者の心に寄り添い、時には家庭の事情を考慮した援助や、レスパイトサービスの役割も果たす。
- （4）前三項のほか、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月奈良県条例第35号）及び「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月奈良県条例第37号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 利用について

- （1）対 象 受給者証を持つ学校教育法に規定する（幼稚園、大学を除く）学校に就学してい

る児童

※ 受給者証とは

サービスを受ける上で、市町村が定めたサービスの種類、支給期間、支給量、利用者負担額などの情報が記載されたもの。

- (2) 定休日 火曜日、及び夏季（8月12日～16日）、年末年始（12月28日～1月3日）。
- (3) 開所時間 放課後等デイサービス 10：00～18：00 児童短期入所 18：00～翌10：00
- (4) 定員 放課後等デイサービス 10名 児童短期入所 3名
- (5) 受付 利用や見学の希望があった保護者に対して、当事業所の概要説明を行い、療育の様子、事業所内の見学を受け入れる。
- (6) 事前面接 緊急の場合を除き、初回利用以前に当該児童及び保護者に対して事前面接を行い、サービス実施に関する必要な事項を聴取する。（2回目以降についてはこれを行わないが、初回利用以降2年を経過して新たにサービスを利用する場合や、児童の心身の状況や家族環境の変化などが生じた際には、再度事前面接を行う）
- (7) 契約 当事業所におけるサービスの内容、重要事項等を説明し、契約を行う。
- (8) 利用 利用受付は利用希望日の属する月の前月1日より開始する。

4. 療育内容

※個別支援計画の作成

年度始め、新規利用始めに保護者への聞き取りを行った上でケース会議を行い、相談支援事業所からの計画書と合わせて目標を設定し、個別支援計画書を作成する。また、半年を目安にモニタリングを行う。そして、この計画に基づき以下の療育を行う。

(1) 「放課後等デイサービス」

○生活支援

- ・発達に応じて個別指導を行い、基本的生活習慣を確立するよう支援する。

時間	日課
10：00	来所（休日）
	個別活動・自由遊び
12：00	昼食
	自由遊び
13：30	スクールバスで来所
14：00	設定活動（全体）
15：00	おやつ
	個別活動・自由遊び
18：00	お迎え

※引き続き短期入所を利用する場合もある。

○設定活動

【活動内容】

- ・内部活動…運動遊び、製作遊び、音楽遊び、言葉遊び、感覚遊び、食育、散歩、プール、生活スキル
- ・外部講師活動…音楽療法、身体表現遊び、リトミック
- ・ボランティア活動…少年会、われもこう、天理お話の会、あおぞら倶楽部

○記録

- ・日々の活動の反省を記録として残して振り返り、次の活動に活かす。外部講師・ボランティアによる活動については、活動後に担当者との振り返りの時間を設け、方向性を確認して共通理解を形成する。
- ・天理市在住の子どもに関しては、「活動記録」として、記録をコピーして一月分をまとめて提出する。

○自由遊び

- ・個別に遊びを提示し、取り組み始めた遊びに働きかけて発展させ、自由遊びが充実するよう支援する。

○就労準備

- ・高校生の児童を対象に、就労に向けた知識やスキルが身につくよう支援する。

(2)「児童短期入所事業」

保護者の事情によって家庭での子育てが一時的に困難になった場合、又は自立に向けた訓練のために児童を一時入所させ、支援を行う。

食事、入浴及び排泄の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行い、児童とその家族の福祉の増進を図る。

○生活の流れ

時間	日課
18：00	来所
	夕食
19：00	入浴
	自由時間
21：00	小学生就寝
22：00	中高生就寝

時間	日課
7：00	起床
7：30	朝食
8：30	登校（平日）
	自由遊び（休日）
10：00	お迎え

※引き続きデイサービスを利用する場合もある。

6. 保護者支援

- (1) お迎え時にその日の利用記録をお渡し、随時子どもの様子を保護者と話し合えるようにする。
また定期的にブログを更新し、活動の様子を伝える。
- (2) 年3回「なごみだより」を発行し、保護者に配布することでより深くなごみを理解してもらえるよう努める。
- (3) 必要に応じて保護者と話し合う時間を持ち、子育ての悩みや困りごと等の情報を共有し、保護者の気持ちに寄り添いながら適切なアドバイスを行う。

7. 関係機関との連携

各特別支援学校、各特別支援学級、他事業所、相談支援事業所、天理市自立支援協議会、天理市こどもネットワーク等の関係機関との連絡を密にし、連携して情報の共有を図る。

8. 職員の資質向上

- (1) 各々の立場としての役割を自覚し、責任感を持って職務に当たる。
- (2) 内部・外部研修を計画・実施し、専門的な知識・技術を習得する。

9. 設備・職員

事務室（1） 職員室（1） 指導訓練室（1） 居室（3） 厨房（1） 食堂（1）
浴室・脱衣室（各1） トイレ（4）

管理者（1） 児童発達支援管理責任者（1） 保育士（4） 児童指導員（6）
その他若干名

10. 食事提供

- (1) 朝食・夕食に限り、事業所内の厨房で調理された食事を提供する。
- (2) 昼食を必要とする場合は、利用者に持参してもらうか、食事業者へ発注をする。
- (3) 栄養士との連携や食事提供に関する練り合いの場を設ける。

11. 人事管理

- (1) 施設長並びに次長を中心として、それぞれの職員が力を発揮できるよう、職務内容や従事状況の把握に努め、組織的な事業運営を図る。
- (2) 人事考課を実施する。

12. 請求事務

- (1) 利用者負担額などの受領事務
市町村によって支給決定時に定められた負担額及び食費、日用品費などの実費を利用者より徴収する。この際、市町村が利用者に対して定めた月毎支給量の残量を明示する。

(2) 通所給付費、介護給付費請求事務

利用した翌月 10 日に各市町村へ利用費の請求を行い、利用費を代理受領する。(原則として請求した月の月末まで)。短期入所は障害区分によって差がつけられる。

(3) 利用者からの相談、苦情処理に関する業務

常に児童の心身の状況や家族環境などの把握に努め、必要な助言などを行う。また、苦情解決の窓口、担当者などを利用者に示し、権利擁護に努める。

(4) 事業統計の作成

年間活動状況を統計処理することで、利用者のニーズや事業効果を正確に把握し、より良い運営を図る。

13. 安全対策

(1) 非常時災害対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、定期的に連絡、避難、救出、その他必要な訓練を行う。また、緊急時における法人内職員のバックアップや、非常時災害の時の避難・誘導の支援体制を確保する。

(2) 医療機関の協力

医学的治療を必要とする緊急時には、公益財団法人・天理よろづ相談所病院（小児科・他）への協力を求める。

(3) 感染症対策

感染症に関する知識を習得し、予防に努める。マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つよう努める。子どもはもとより、保護者や外部講師、委託業者等、接触する可能性があると考えられる者も含めて、上記の対応を行うよう促すこと。また、子どもの食事、入浴の介助については職員は介助のみとし、一緒に食事、入浴をすることを控え、室内の換気は1時間に1回5分以上と定期的に部屋の換気を行い、感染症対策に取り組む。職員は起床時、出勤時、子どもは利用時に検温をし、チェックシートに記入し、健康状態を把握する。国内の感染状況を鑑み、受け入れの制限を行い、事業所内での感染を防ぐ。

(4) 防犯対策

防犯カメラの活用や施錠の徹底を行い、不審者の侵入に対する危機管理を行う。

14. 広報

(1) パンフレットの配布などにより、各市町村や関係機関窓口を通じて事業の概要を公表し、また、ホームページを活用して、地域に広く理解を求める。

(2) 障害福祉サービス等情報公表制度

事業者は都道府県知事へ障害福祉サービスの内容を報告し、都道府県知事が報告された内容を公表する。利用者は個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、公表された内容を閲覧することが出来る為、随時報告内容の見直しを図っていく。

15. 評価

(1) 事業者向け放課後等デイサービス自己評価表

放課後等デイサービスガイドラインに基づいた事業所自己評価を行い公表する。

(2) 保護者等向け放課後等デイサービス評価表

保護者等向け評価表を配布し、アンケート調査を行う。回答は集計し公表する。

16. 令和4年度の重点目標

(1) 普通学校へ通う子どもの受け入れと対応

現在、特別支援学校へ通う子どもの受け入れが中心になっているが、徐々に普通学校の通級や特別支援級に通う子どもの利用も増えてきている。療育手帳を持たず普通学校に通っている子どもの受け入れを勘案し、療育の場所を別にしたり、プログラム内容を変更したりと更なる職員の専門性や療育環境が必要となってくる。併せて、保護者との間で子どもの情報を共有しながら、療育や子どもへの理解に繋げる為に保護者と話し合いができる場所が必要となってくる。また、当事業所にて運営している児童発達支援教室「ほっと」の卒園児の受け入れも考慮し、切れ目のない支援を実施できるよう連携を図りたい。

(2) プレワーキングの取り組み

活動時間を利用し、職員が付き添い地域の企業や店舗に出向き、様々な仕事を体験し、働くための練習を行う。その前段階としてマスク作りやビーズアクセサリ作りでの紐通しや袋詰め等、集中力や微細運動など生活に必要な力を身に付けながらハンドメイドの作品として仕上げ、得意なことを見つけて自信がつくように支援する。また完成した作品を配り、喜んでいただく事で達成感や人から必要とされる、人の役に立つことの喜びを実感し、就労意欲、進路に繋げていく。

(3) 保護者支援

現在利用者の置かれている環境として、コロナ禍での休校や外出自粛を余儀なくされている状況下である。環境の変化にストレスを感じやすい子ども達の中には、強い不安感からパニックになる、こだわりが強くなる、自傷や他害行動が増えるといった傾向が見られることもある。また親子が長い時間一緒にいることで、保護者も子どものストレスも高まる状態になるケースが増えている。子育てにおける緊張状態が和らぐ様、放課後デイサービスの受け入れ回数の増加や短期入所を積極的に実施し、レスパイトできる空間を提供することで、保護者の支援にも力を入れていきたい。

(4) 新規利用者の獲得

新規利用者の獲得を目指し、ホームページや特別支援学校への訪問活動等で利用者への認知度を上げるとともに、現在の利用者の満足度を高めて利用頻度を高めていき、地域のつながりやコミュニティから利用に繋げていけるように取り組む。また、年々短期入所のニーズも高まっており、短期入所からの放課後デイの利用増も見込める上から積極的に新規の短期入所の利用を受け入れていく。

児童発達支援事業 ほっと

1. 事業方針

- (1) 子どもがありのままの姿で過ごせる場所を提供し、遊びを通して少しずつ周りに気付き、環境を活かしながら様々な力を身に付けていけるよう支援していく。
- (2) 基本的生活習慣については、各々の発達に合わせた指導をし、子どもが生活面での自立を喜ぶ気持ちを持つことができるよう導く。
- (3) 小集団での遊びを通してお互いに刺激し合い、活動の幅を広げ次第に友だち同士が繋がり合えるよう導く。
- (4) 母子分離で療育を進める事で子ども達の自立心を育て、保護者には冷静な目で子どもの姿を見る事で気付きを得られるよう支援する。保護者同士の交流の場を提供することで、保護者同士が支え合えることができるよう促す。
- (5) 保護者とともに子どもを見つめ、学び合い、その子の特性に応じた育児ができるよう、また保護者が育児に希望をもって臨めるよう支援する。

2. 利用について

- (1) 対 象 : 概ね2歳児から就学前までの受給者証を持っている子ども。
- (2) 開 所 日 : 土・日・祝日、及び夏季(8月12日～16日)・年末年始(12月28日～1月3

日) 年度末年度始の休業日を除く毎日。

- (3) 開所時間 : 集団療育 … 13:30 ~ 15:30
個別療育 … 14:00 ~ 16:30 (1名1時間)
- (4) 定 員 : 10名
- (5) 問 合 せ : 直接来所、電話、メール等で問い合わせのあった保護者に対して事業の概要説明を行う。
- (6) 無料体験 : 最多3回の無料体験が利用可能。
- (7) 契 約 : 当事業所におけるサービス内容・重要事項等を説明し、契約を行う。
契約終了後にアセスメントを行い、個別支援計画を作成する。
- (8) 利 用 : 学齢や発達毎にクラス分けを行い、週に1~2度通所する。

3. 療育内容

- (1) 未就園児 (対象: 概ね1~2歳学齢児、実施: 午前)
 - ・就園へ向けての準備段階としての活動を行う。
 - ・少人数の友だちとの関わりから少しずつコミュニケーション力を培う。
- (2) 並行通園 (対象: 年少~年長児、実施: 午後)
 - ・就学へ向けての準備段階としての活動を行う。
 - ・ルールのある遊びを多く投げ掛け理解力や協調性を培う。
- (3) 個別療育 (対象: 年長児、実施: 年間5回)
 - ・就学へ向けて一人ひとりに適した課題を与える。
 - ・保護者と相談しながら課題を明確にして療育を行い、家庭での取り組みに繋げる。
 - ・活動の振り返りの時間は保護者と個別に話せる機会でもあるので、育児の悩み等の相談を受け、前向きに育児ができるよう支援する。
- (4) 保護者との個別相談 (対象: 就園時、就学時、新規利用時、他希望制)
 - ・就園、就学に向けての不安な気持ちや新規利用時の疑問等を聴取し、スムーズに進めるようにする。
 - ・支援計画の説明を丁寧に行う。
 - ・年長児に関しては、個別療育の課題を明確にして伝える。

○療育内容

『児童発達支援ガイドライン』に基づき、「五領域」「資質・能力の三つの柱」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を意識し、個別支援計画も確認しながら考案した様々な遊びを提供する。

- ・五領域
 - ①健康 ②人間関係 ③環境 ④言葉 ⑤表現
- ・資質・能力の三つの柱
 - ①知識及び技能が習得されるようにすること

- ②思考力、判断力、表現力等を育成すること
- ③学びに向かう力、人間性等を涵養すること
- ・幼児期の終わりまでに育って欲しい姿

- ①健康な心と体
- ②自立心
- ③協調性
- ④道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤社会生活との関わり
- ⑥思考力の芽生え
- ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量・図形、文字等への関心・感覚
- ⑨言葉による伝え合い
- ⑩豊かな感性と表現

○療育計画

- ①年間計画・クラス毎の学期間計画書を作成し、個別の課題も確認しながら日々の集団療育計画を考案する。
- ②個別療育に関しては、保護者からの聞き取りを基に、就学までの課題を明確にした上で考案する。

○個別支援計画

- ①年度末年度始、新規利用始めに保護者への聞き取りを行った上でケース会議を行い、相談支援事業所からの計画書と合わせて目標を設定し「個別支援計画」を作成する。
- ②概ね半年を目安にモニタリングを行い、目標・手立てを振り返り、達成できたかの評価を行う。継続の場合は目標・手立てが適切であったかを職員間で話し合い、状況により変更する。
- ③年長児に関しては、入所時からの当教室での様子や課題等をまとめた「就学支援シート」を年度末に作成する。
- ④「個別支援計画・モニタリング・就学支援シート」の説明は、ケースにより療育時間外に時間をとって対応する。

○療育の反省・記録

- ①日々の療育終了後に職員全員でカンファレンスを行い、活動の振り返り・子どもの様子等を話し合い、保護者からの相談等も含め共通理解して次の活動や保護者支援に活かす。
- ②カンファレンスで話し合った内容は「個別記録書」に記録し保管する。保護者からの連絡・相談内容も周知し記入する。活動内容に関しては「業務日誌」に記入する。
- ③天理市在住の子どもに関しては、「市提出日誌」としてカンファレンス記録を一月分まとめて提出する。

- ④年1回以上、保護者アンケートを行った上で「児童発達支援自己評価表」（事業所向け、保護者向け）を作成し、ホームページに掲載する。

4. 活動の流れ

○療育活動の流れ

（集団療育）

日々の療育毎にプログラムを計画し、それに基づいた内容で進める。同内容の遊びでもクラスにより内容・難易度・提示方法等を変える。また、その日の子どもの様子により柔軟に変更して対応する。

午前	療育内容	午後
9:30	登所、準備、排泄、手洗い、体調確認	13:30
9:45	自由遊び	13:45
10:00	はじまりの会	14:00
	設定遊び	
11:00	排泄、手洗い	15:00
	おやつ	
	自由遊び	
11:25	準備、おかえりの会	15:25
11:30	降所	15:30

※トイレトレーニング中の子どもに関しては、排泄時間・回数を都度変更して自立に繋げる。

（個別療育）

年長児に限り就学準備として「45分間座って落ち着いて課題を行う」「先生の話をしっかり聞く」事を重視し、保育士とマンツーマンで個別の課題に取り組む。

時 間	療育内容
14:00 ～ 14:45 15:30 ～ 16:00	個別の課題
14:45 ～ 15:00 16:00 ～ 16:30	自由遊び及び保護者との振り返り

5. 保護者支援

- （1）保護者同士の交流の場となるよう、保護者待機室を設ける。
- （2）送迎時の話し合いや連絡帳等を活用し、保護者との間で子どもの情報を共有しながら、療育や子どもへの理解に繋げる。
- （3）育児の悩みや困り事があれば、療育時間外に個別相談日を設けて保護者の相談を受け、共に解決への糸口を探る。

- (4) 年2回以上、専門家を招いた講演会や勉強会等を計画する。
- (5) 保護者同士の繋がりを強化する為、茶話会の場を提供する。

6. 関係機関との連携

各市の保健センター、相談支援事業所、幼稚園・保育所・託児所、小学校等との連携のもと、支援目標や方法を共有しながら療育に臨む。

7. 職員の資質向上

- (1) 各々の立場としての役割や専門職としての職務を、責任感を持って全うする。
- (2) 内部・外部研修を計画・実施し、専門的な知識・技術を習得する。

8. 設備・職員

指導訓練室 (1) 事務スペース (内設) テラス (1) トイレ (1)

保護者待機室 (1) (主に地域交流室)

管理者 (1) 児童発達支援管理責任者 (1) 保育士 (4) 児童指導員 (1)

その他 (1)

9. 重点目標

- (1) 外部講師による助言指導

各専門性を生かしながら多面的に支援が行えるように現場職員にアドバイスできる人材として、月に1、2回程度、外部講師（理学療法士）に療育指導していただき、職員の専門性の向上、保護者支援の充実を図っていきたい。

- (2) 関係機関との連携

近隣市町村、相談支援事業所、保健センター、保育所、幼稚園等と連携を密にし、個別のケースを通して情報交換を行う。また、各担当相談支援事業に月1回発行の「ほっとだより」を送付し、より深く「ほっと」を理解してもらえよう努める。

利用者の多い天理市の相談支援事業所とは、子どもや保護者の様子、受け入れ状況について随時、情報を共有する。またお互いの役割を明確にし、協働しながら支援を進めていけるよう連携の強化を図る。

- (3) 専門プログラムの指導技法を学ぶ

ポータープログラム、ABA（応用行動分析）等の専門プログラムの研修を受講し、基準化となるような指導技法を学ぶ。ポータープログラムは家庭などの日常生活の中で指導を行う技法でもあるため、順次初級研修セミナーに参加し、その技法をもちいながら個別療育、保護者支援に生かしたい。

- (4) 保護者支援

環境の変化にストレスを感じやすい子ども達の中には、強い不安感からパニックになる、こだわりが強くなる、自傷や他害行動が増えるといった傾向が見られることもある。親子が長い時間一緒にいることで、保護者も子どもの緊張も高まる状態に陥るケースが増えている。ほっとでの療育、上手くいった支援の方法を伝え、家庭と情報共有をし、保護者の方の気持ちや時間にゆとりが持てるように取り組む。またレスパイトできる時間を作ることで虐待の対応にも繋がるので、積極的な受け入れもしていきたい。さらに保育所、幼稚園とも連携を図り、切れ目のないサポートを目指し取り組んでいきたい。

10. その他

人事管理・請求事務・安全対策・広報・評価については、放課後等デイサービス・短期入所と同様とする。

令和4年度 事業計画

児童養護施設

天理教三重互助園

事業計画書	児童養護施設 天理教三重互助園
-------	-----------------

1. 事業目的

児童養護施設天理教三重互助園は、社会福祉法人天理の基本理念に基づき、永年積み上げてきた児童養護実践を活かしながら、更なる養護実践の研鑽を目指し、養護を要する児童に対し、正常な社会人として自立した生活を送ることができるよう援助することを目的とする。

事情あって家庭を離れざるを得なかった子どもの深い悲しみや挫折感を理解し、虐待などの不適正な環境の中で受けた心身の傷を、宗教的な和氣に満ちた雰囲気の中で、「朝起き、正直、働き」を基本信条として、生活や学習の支援、更には進路支援も重視しながら、充実した養護、育成支援を進め、安定した自立力を目指す。

平成 31 年 1 月から開設された児童家庭支援センターわかぎを窓口とした地域の子育て支援に積極的に貢献し、地域社会に広く認知され、信頼される存在となれるよう、鋭意努力しなければならない。

養護における職員の心得

“「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人”

(初代真柱様御製)

“世話さしてもらおうという真実の心さえ持っていたら、与えは神の自由で、どんなにでも神が働く。

案じることは要らんで。” (教祖伝逸話編)

“人の子を預かって育ててやる程の大きなたすけはない” (教祖伝逸話編)

との思召しを胸に“真心の献身”の日々を目標に努めている。

<基本信条>

朝起き	○早寝・早起きのできる、元気でけじめのある子にならしましょう。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正 直	○素直な心で、自分のすべきことができる子にならしましょう。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働 き	○まわりの人と仲良くたすけ合える子にならしましょう。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

2. 施設の現状

子どもは、家庭で満ち足りた親の愛情の中で育てられることが望ましいといわれているが、今日の児童養護施設に入所する子どもたちを見ると、養育上の問題として、親・家族・血縁関係・養育環境など多くの物心両面にわたる悪しき要因が幾重にもなって、一人ひとりの子どもの成長発達に悪影響を成し、子ども達の生活に重い負担を持たせていることが問題となっている。

ここに、過去より培ってきた養護の実践を見直し、子どもとどのように接するか、そしてどのようにその子の自立を促し、また、その自立のプロセスとして、現在何が不足し障害になっているのかの課題に対して、自立支援計画に基づいての目標を設定し、天理教三重互助園という名の冠に由来するところの精神（親心）をもって、日々の生活を通して子どもを励まし、支援・援助していくことを目指す。この目的を達成するために、理論に基づいた「対人援助技術の活用や暴力防止教育プログラム」の実践と応用を通して研修を深め、児童の成長を支援する上で積極的な活用を目指す。

<担当体制>

つきの家	男児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小舎制で家庭的な雰囲気の中、年齢や個性に応じた支援ができるように努める。
たいようの家	女児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小舎制で家庭的な雰囲気の中、年齢や個性に応じた支援ができるように努める。
ひだまりの家	男児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小規模養育、地域の一員としての家庭体験等から、自立に向けた支援に繋げていく。
かすみそう	女児グループ。グループリーダー及び専任ケアワーカーを中心に、ケアワーカーやサポーターと共に、小規模養育、地域の一員としての家庭体験等から、自立に向けた支援に繋げていく。

3. 児童グループ構成と担当体制

<児童グループ構成>

定 員	棟・グループ	対象児童	年間予想人員
30名	つきの家	男児	8名
	たいようの家	女児	10名
	地域小規模児童養護施設 「ひだまりの家」	男児	6名

	地域小規模児童養護施設 「かすみそう」	女兒	6名
--	------------------------	----	----

4. 運営活動計画

4.1. 事業における6つの重点目標

- I** 天理教三重互助園社会的養育推進・整備計画に基づき、地域支援、個別養育、支援拠点の3つの機能の体制整備を引き続き進め、さらなる充実を図る

社会的養育の推進に向けた「天理教三重互助園社会的養育推進・整備計画案」（別紙資料1）に基づき、計画に基づいた体制の整備を行っているが、令和3年度一部変更が加えられたため、地域小規模増設の計画を令和4年度は検討を行い、さらなる充実を目指す。

- II** 児童家庭支援センターわかぎと協同し、地域における子どもの育ちの応援拠点となることを目指す。

児童養護の実践で培った経験を活かし、センターわかぎと連携し、積極的に地域の子育てを支援できるように努める。

- III** 養育における専門援助技術の研鑽に励み、自立に向けた支援の充実を図るとともに、基本となる“養育のいとなみ”のさらなる充実を目指す。

子どもの養育力向上を目指す援助技術の研修と現場での実践において、その効果の手応えを感じることから、更に意欲を持って園内外における研修に取り組み、地域への支援にも繋げていく。

- IV** 児童個々の自立支援計画を更に具体化し、職員間で共有して実践する。

担当職員を中心として、関係職員の専門的、多角的側面も取り入れて、自立支援計画を作成し、情報を共有することで、子ども一人ひとりの個性を活かし、丁寧で的確な支援に繋げていく。特に、基礎学力については重要な課題であり、その分野においては、学習支援係を中心として、パソコン・タブレットの学習等も視野に入れて、また、学習支援員との連携や、個性に応じた習い事を継続しながら、効果的な向上を目指す。

V 地域社会との交流を深めるための対策を強化する。

地域行事への積極的な参加と挨拶運動の継続を進め、地域における公益的な取組みについて検討していく。さらに、児童家庭支援センターわかぎを軸として、地域のニーズに合った子育て支援を展開していく。

VI 第三者評価事業団による評価を基に、必要な改善や新たな取組みについてさらに進めていく。

令和4年度の第三者評価事業団の評価に向けて、必要な改善や新たな取組みについて進めていく。

以上、重点活動を明示し、その実現に向けて精励を重ねる。

以下、年間の活動目標を示し、着実な養護の成果を挙げる。

4.2. 養育支援

養育とは、全国養護施設協議会の「この子を受けとめて、育むために」の中で、子どもが 自分の存在について、「生まれてきてよかった」と意識的、無意識的にも思い、自信を持てるようになることと記されているように、安心して自分をゆだねられる養育者との絆によって、自分や、自分の周りを受け入れ、それらに関心をもち、様々な事に取り組むことのできる勇気を育むことである。

私たちは、お預かりしたすべての子どもが安心安全な暮らしの連続の中で、落ち着き安らぐことのできる大人との良好な愛着形成を育むことから始まり、家庭復帰や社会での自立を目指して、将来、地域の一員として安定した生活を送る事が出来ることを支援の目標とする。

日々は、真摯に子どもと向き合い、日常生活の何気ない温かい関わり、真心あふれる支援の積み重ねによって、一人ひとりが“大切にされている”と実感できる養育を行い、未来に向かって子ども一人ひとりが、自分らしく人生を繋いでいける様に努める。

今後も、家庭的養護、個々に応じた丁寧な関わり、そして自律・自立に向けた支援をさらに追求していく。

そのためには、天理教三重互助園の基本理念、基本信条、基本方針を心のうちにおさめ、以下の項目ごと、係^{*1}、プロジェクトチーム^{*2}を発足し、具体的な支援を行う。

^{*1} 養育を円滑に行う為、一年間を通して、職員全員で役割分担をし、担当に応じた職務を実施するもの

^{*2} 養育の質の向上の為、執行部により議決されたプロジェクトを、任期に応じ、選任されたメンバーで遂行するもの

4.2.1. 食生活

- ① 児童にとって愛着や関係を育むという視点から、日常的な支援である「食」を大切なものと位置づけ、食の養育における意味を「人間関係」形成上の大きな要素と捉える。そのために、「食」を中軸とする食卓のコミュニケーションが児童との関係を紡ぐ大切な場所として取り組む。このことから、施設的な食事環境から家庭的な食事環境への移行を目指す。
- ② 児童にとって「食」とは、最も幸せを感じ満足味の味わう大切な日課であることと捉え、児童の心の豊かさを育む。また、命の戴きから感謝を学ぶことで、マナーや心遣いなどの社会性を養う。
- ③ 児童にとって「食」とは、身体の成長に欠かせないものと捉え、職員は栄養バランスに考慮し、季節感を感じ取り心のこもった食事を提供する。さらには、定例給食会議を開き、担当者で意見を交換する等と更なる工夫を重ね、より良い家庭的な食卓づくりに取り組む。
- ④ 本体施設「つきの家」及び「たいようの家」では、平成 31 年度当初より、全食ユニット調理を確立し、栄養士のサポートの基、直接処遇職員による献立作成・買い出し・食事作りによって、出来立ての食事を共に食卓で囲んで味わうなど、より家庭的な食卓づくりに取り組む。
- ⑤ 地域小規模児童養護施設「ひだまりの家」及び「かすみそう」は開設当初より、全食ユニット調理を確立し、栄養士のサポートの基、直接処遇職員による献立作成・買い出し・食事作りによって、出来立ての食事を共に食卓で囲んで味わうなど、より家庭的な食卓づくりに取り組む。
- ⑥ 自立を控えた児童には、「食」に対して自立が行えるよう、児童にそれぞれにあった自立訓練の実施に取り組む。
- ⑦ 児童の誕生日には担当職員と外食を行い、予算の範囲内で自分の選んだ物を食べる体験、誕生日に大人と有意義な時間を過ごす体験をする。
- ⑧ 高校生以上の児童は毎年恒例であるテーブルマナーを学ぶための外食を 3 月に行う。
- ⑨ 本体施設敷地内に畑を耕し作物を育てることを行い、子どもたちが自然に対して感謝の気持ち、栽培することに対して挑戦する気持ち、収穫することに対する達成感を体験し、「食」に対する関心を高める。

4.2.2. 衣生活

- ① 措置費よりの衣服費は、年に 2 回、年齢に応じて出費額を定め、それぞれの季節に備えている。購入に当たっては、子ども自らが好みを選べるように、一緒に買い物に行き、また、年齢に応じて、自分で買い物に行けるように支援する。
- ② 季節や学齢期に相応しい衣服を身につけられるように整理整頓をともに行う。
- ③ 入所時には児童の持ち物に応じて衣服を用意し、持参した大切なものは、着られなくなったのちも、児童の気持ちを尊重し大切に保管をする。

4.2.3. 住生活

- ① 児童を取り巻く「住」環境とは、安全を確保し、安心を感じることのできる場所であることと捉え、その上で、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などに至るまで、そこで生活する児童が大切にされていると感じられるよう施設整備・美化活動に努める。
- ② 児童のプライバシーや自主性を尊重し、一人一人個々の空間を確保する。また、年齢や児童の状況に応じて個室を用意する。

- ③ 共用スペースであるリビングや食卓等を職員や他児とのコミュニケーションによって社会性を育む大切な場所とし、家庭的な雰囲気の中で支援に取り組む。
- ④ 各児童の居室については、児童それぞれが発達段階に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくよう支援に取り組む。
- ⑤ 災害や防犯に対する訓練や教育を定期的に行うことにより、災害や防犯に備えるとともに、児童自らも身の安全を守ることを身に付けることができるよう支援に取り組む。

4.2.4. 健康と安全

- ① 発達段階に応じて、起床から就寝までの一日の生活を自立へ向けての大切な躰とし、丁寧に習慣化へと導き、年齢を重ねながら、健康に対する自己管理の大切さと必要な技術を習得させ、生涯に役立つ基本的習慣を確立させるように努める。
- ② こうした過程の中で、必要に応じて、医療機関での予防への対応、処置、指導を受けられるように、協力体制を構築し、健康と安全に対しては万全の対応をとって、事故のないよう万全を期す。
- ③ 感染予防等の研修会に積極的に参加し、職員全員でマニュアルの周知と情報共有を行い、施設内の安全の確保に更に努める。
- ④ 引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。

4.2.5. 性に関する教育（性と生）

- ① 性教育の目標として、性の問題だけにとらわれず、生きる教育、生まれる教育、自分を大切にすること、自己肯定感を高めることも目標として取り組む。
- ② 子どもの年齢発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性について正しい性知識を得る機会を設け、社会の変化に伴って、柔軟な性教育を実施していく。また、必要に応じては個別で学ぶ時間を設け、茶話会という形で、子どもたちが本音を出して質問や意見を出し合い、その中で正しい情報や知識を学べるような場を積極的に提供する。また、外部講師を招いての児童向けの勉強会を実施し、正しい知識を身につけるようにする。
- ③ （コロナ渦の影響により）外部から知識を得る機会が減少している事に伴い、担当職員は園内研修の充実化を図り、職員全員が日常生活の関りの中で性をタブー視せず、子どもの疑問や不安にこたえられる知識、技術を培う。
- ④ SNSなど情報分野において、他機関と連携し、職員が率先して危機意識を持ち、正しい知識を学ぶことで、性教育の立場として日常から児童と共にSNSの利用について考えていく。

4.2.6. 主体性、自律性を重視した日常生活

- ① 日々の養育
安心、安全な家庭的な環境の中で、個々に応じた丁寧な生活体験を積み重ね、自己肯定感を高められるようインケアの更なる充実を図る。
- ② 家族会議
話し合う習慣によって相手の思いを知り、互いを尊重し合う力を育むとともに、児童が主体となり物事の決定や解決する経験を積み重ねる。
各家、年度初めに児童と共に決めたスローガンを目標に、自分たちが主体的にこの家を築いていくという意識を育む。

4.2.7. 学習支援

- ① 小学生の基礎学力対策として、希望する児童に対して、学習支援員による週一回の学習支援や必要に応じて塾の利用を行い、小学生全体の学習姿勢に良き効果をもたらすよう導く。
- ② 中学生・高校生には、学習塾の活用を促し、学力の向上を図る。また、部活動への参加を推奨し、文武両道を励行する。中学生・高校生で受験を控える児童には、学習方法や学習計画を一緒に考えるとともに、受験勉強にしっかりと向き合えるよう寄り添う支援を行う。
- ③ 高校生には、積極的にアルバイトを推奨し、その経験が就労する力へと結びつくよう支援する。
- ④ 学習を卓上での勉学のみ限定せず、生活全般におけるスキルの獲得を学習とし、お手伝いや買い物等、様々な経験を通して広く生活・社会スキルが向上するよう支援する。

4.2.8. 進路応援

- ① 各児童の進学または就労支援については、各家担当職員と相談・計画し、事前に打ち合わせを行いながら、情報提供（奨学金、学校情報など進路への心構え、計画等）やアドバイスを必要に応じて実施している。今後はさらに関係機関等とも連携をし、年齢や個々の特徴に応じた進路に向けた支援を積極的に実施する。
- ② 高校生には主体的に自ら情報を調べてもらい、自分の進路についてのプレゼンを係や担当職員に行うなど、自立のステップとなるような支援の工夫を行う。
- ③ 実施した内容は記録に残し、情報共有を丁寧に行う。

4.2.9. 自立のための社会スキルトレーニング

- ① 各家で、個々の発達や課題を重視した社会スキルトレーニングに力を入れ始めた。大人のサポート、フォローを受けながら、安心して失敗出来る環境の中、実際に社会に出て生活をしていくために必要な事（食材の買い物も含めた食事作り、1人での受診、公共交通機関の利用、電話の対応等）の体験を積み重ねさせることや、セカンドステップ、頑張り表、自立のための勉強会等を計画的に実施し、社会に出てからの自信に繋がれるようにする。

4.2.10. 心理ケア

- ① 発達、行動、情緒、対人関係など様々な課題を抱えた子どもたちが、施設生活を通して、日々の生活が心地良い体験として受け止められ、安心感、安全感、安らぎを抱き、施設を安全基地として感じられるよう、育ち直しの支援を多職種で協働して行う。
- ② 心理職は職員と日頃から児童について話す機会を積極的に設け、お互いの見解を共有することを通して児童の様子を見立てる。見立てに基づいた児童の理解によって、職員全員が児童の健やかな育ちを応援していく。また、多職種同士が、互いの専門性の強みを生かし、密な連携を取り、児童に対する細やかで丁寧な眼差しを育み、児童に対しバランスの取れたよりよい支援に取り組む。さらに、児童の育ちの一環の中に心理職がいることによって、より良い環境を整え、児童を支えながら、児童を支える養育者を支えられるよう努める。
- ③ 心理職が行う直接的な心理的援助としては、心理的ケアニーズの高い児童に対して、週に一回程度、心理職による心理療法面接を実施する。また、新しく児童が入所する際に、児童が入所後安心安全な生活を円滑に送ることが出来るよう、心理職が心理アセスメント面接を実施し、その際の情報を多職種で共有し、その後の支援に役立てる。

- ④ 心理職の行う心理的見立ては、児童を取り巻く様々な立場の支援者のうち、最も児童に近い存在である養育者の抱く印象や所感をも重要な情報として扱い、専門的知見とともに人間的な出会いの感触にも注目していくことで、児童のより良い関係の立て直しに寄与するよう努める。

4.2.11. 家族支援

- ① 家庭支援専門相談員をその専任として当たらせて、児童相談所と情報を共有し協議を行い、また市町との協議を通して運営に努める。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会・外出、一時帰宅等を積極的に行い、学校行事等への参加を働きかける。
- ③ 可能な限り家庭訪問を行い、家庭の状況把握に努める。
- ④ 家族との交流の乏しい子どもには週末里親をお願いし、家庭生活を可能な限り多く体験させる。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面会・外出・外泊について一定の要件を設けている。必要に応じて、引き続き、家族にも協力をお願いする。

4.3. 自立支援計画・記録

年度初めにおける計画の策定及び中間・最終の評価を必須の事として、児童一人ひとりの自立支援計画を作成する。これは、施設で児童を預かり育てるという最も重要な目的を進めるための、養育指針となるものである。子ども一人ひとりの人となりを十分に認識理解した上で、はじめて間違いのない日常の養育活動の基礎ができるのであり、グループで討議し、全体で再度観察評価して方針を定め、最後に施設長、主任の認定をもって、児童ひとりひとりに時間を設け、今年度の自分の支援計画についても児童の意見を聴き、子どもと共有し、場合によっては保護者とも共有しながら、年間の課題、目標に意欲的に取り組めるよう導く。

4.4 権利擁護

- ① 「全養協倫理綱領、児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約、三重県子ども条例、更に児童虐待の防止案に関する法律等に掲げられている理念を遵守する」を基本理念として、子どもを尊重し、最善の利益のために尽力する。
- ② 定期的に権利擁護についての園内研修を行い、養育支援の基本とし日々の養育の中で、子ども達が自分が大切にされていると感じられるようにする。
- ③ 子ども達に対して令和元年度から行った自分の権利や皆の権利についての勉強会を今後も継続して実施し、権利に対する意識を高めていく。また、子どもの気持ちを汲み取るものの一つとして、権利箱の設置を行っている。今後も、子どもの権利を守る為、設置を継続する。また新規入所児童には入所アセスメント個別対応時もしくは、その児童にとってタイミングの良いと思われるなるべく早い時期に係より伝える。今後も子どもたちにとってわかりやすく使いやすい権利箱となるよう必要に応じて改善を図る。
- ④ 入所に当たっては、アセスメントを重視し、入所時点からどの子も混乱せず生活に入って安定出来るように時間をかけて丁寧に受け入れることを目指している。

- ・入所前には、新たに入所する児童の大きな不安が少しでも和らげることを目的として、一時保護所への面会は可能な限り最低2回は行う。
- ・入所後も、各家に入る前には、必要なものを一緒に買い物に行き揃えたり、ルールの説明をしたり、また、性教育やセカンドステップ、聞き取りや心理士との面談等を行い、必要なアセスメントをする。
- ・担当者との人間関係づくりを行うことを目標に、2泊3日程度別棟にて仮住まいをしながらケアワーカーと寝食を共にし、安心・安全な施設であるという気持ちをできる限り抱いて、各家の生活へと入ることができるようにする。

4.5. ライフストーリーワーク

- ⑤-1 社会的養護のもとで暮らす子どもの日々の生活や様々な思いに光をあて、自分は自分であっていいということを確認、自分の生い立ちや、家族との関係を整理し（空白を埋め、輪郭をつかむ）、過去 - 現在 - 未来をつなぎ、前向きに生きていけるように支援する。
- ⑤-2 ライフストーリーワーク係と生活担当のケアワーカーが協議を重ね、子どもにライフストーリーワークを実施する段階や内容について検討を丁寧に行い、必要な段階やタイミングで、必要な内容を伝え、振り返り、子どもの生い立ちを整理する。
- ⑤-3 ライフストーリーワークには、真実告知と生い立ちの整理（振り返り）の2つがある。ライフストーリーワークを行う際には、事実を子どもに伝えることだけを目的とせず、子どものニーズに沿って、段階を踏んだライフストーリーワークの実施を行う。子どもが疑問に感じたことに対して、収集した事実を丁寧に伝える。さらに、虐待体験ばかりに焦点を当てるわけではなく、また好ましい記憶ばかりを共有するわけでもなく、あくまで、その当時あった出来事や出会った人の記憶を1つずつ整理していく。
- ⑤-4 園内研修を通して、全職員がライフストーリーワークの基礎知識・取り組みを学び、児童にとってライフストーリーワークが必要なタイミングを見逃がさず、実施していけるようにする。係は、常に外部研修に積極的に参加し、ライフストーリーワークの新しい知識や情報を得る。

4.6 アフターケア

- ⑥-1 施設退所後のアフターケアについて、アフターケア係を中心に行っていく。
- ⑥-2 必要性に応じて、可能な限り対応できるよう努める。また、施設へ気軽に顔を出したり、相談できるように、場を設定する。アフターケアの対応後は、アフターケアとして記録し、情報を共有し、退所者の状態を把握するように努める。
- ⑥-3 誕生日には住所を把握している退所者に対して、誕生日メッセージカードを送付する。
- ⑥-4 アフターケアを充実させるため、○年度以降の退所者からは、ひとり一人に専属のアフターケア担当者を設けている。マニュアルに沿って、定期的な連絡または訪問を行っていく。また、定期的に施設にも招いて、茶話会形式で近況を確認し、退所者の状態を把握する。
- ⑥-5 児童家庭支援センターわかぎと情報共有に努め、支援を検討していく。

4.7 関係機関との連携と地域支援

- ① 子どもとその家族についての支援や問題解決のため、施設の役割や機能を達成し、とりわけ児童相談所とは密に連携し協働していく。その他、各関係機関においても、互いの役割や機能とその限界を理解し、役割分担をして補い合いながらネットワークの中で支援を行っていく。
- ② 施設長が市の要対協での代表委員として参画し、また児童家庭支援センターわかぎも共に地域の課題を共有していく。緊急一時保護の委託や市町村からのショートステイの利用などを通じて、地域支援の必要性に可能な限り応じて行く。その際、見えてきた施設としての受入の課題についても解決できるよう計画的に取り組んでいく。
- ③ 子どもにとって学校は日常活動の多くの時間を過ごす場であり、学習の機会や定着とともに、同年代集団の関わりによる情緒的、社会的発達の促進という役割を保障する場である。学校と施設が、子どもの個性を理解しつつ、より子どもが育つ環境として適切な環境となるよう密に連携し続ける。互いの役割とその機能と限界について双方向に理解に努め、子どもに不利益が生じることが少なくなるように努める。
- ④ コロナ禍の環境の中でも、施設における地域交流と地域支援の意味と役割について果たせるよう、施設の行事のみならず、町内行事などにも積極的に参加し、地域との関係を更に深めていくよう努める。
- ⑤ 地域小規模児童養護施設のひだまりの家が玉城町に開設して 6 年、かすみそうが宇治浦田に開設して 4 年、本園が 2 つの家となり、施設が 4 つの家に養育現場が分かれ 3 年が経過した。それぞれの地域の中で理解されながら見守られ、地域の中で育ててもらえるよう、コロナ禍の環境ではあるが、できる限り積極的に地域活動や学校行事にも参加し、関係構築に努めていく。

4.8 職員の資質向上

- ① 職員の研修は、係を中心に研修計画を作成し、基幹的職員を中心に援助技術の向上を目指す。特に勤務年数を見定めて勤務経験に相応しい内容の研修を順次指名で参加させ、専門知識や技術を習得することで、専門家としての意識の充実が図られるよう配慮して進めてきた。研修後の報告は、必要に応じては別枠を設けて園内研修として全員でしっかり学ぶなど、資料等を提示してお互いに認識を高めてきた。更に有効的な報告となるよう工夫に努める。
- ② 小規模化、地域分散化が進む中、さらに家庭的養護を推し進めていく上で、職員が孤独化、孤立化して苦しむことのないよう、一手一つの和を大切にする。
- ③ 執行部会議、リーダー会議、グループ会議等を定期的に開催し、職員一人ひとりが主体的に行動できる体制を構築していく。
- ④ 職員の疲弊や孤立化を防ぎ、養育の質の向上を図るため、職員へのスーパーバイズ体制を整える。
- ⑤ リスクマネジメント、記録の整備と管理を含め、体制の更なる充実を図る。

4.9 施設の運営

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、使命と役割を反映させ、施設の基本方針の実現に向けた中長期計画を、職員全員参画の下で会議や研修によって徹底し理解を深めた。その中で、そして、令和元年度に策定された三重県社会的養育推進計画を受け、令和2年度には、天理教三重互助園社会的養育推進・整備計画を作成し、その実行段階に入った。令和3年度一部変更が加えられたため、地域小規模増設の計画を令和4年度は検討を行い、さらなる充実を目指し、職員全員が意識をしてさらに取り組みを進めていく。
- ② 施設長は自らの役割について責任を明らかにし、養育信念と職員との信頼のもと、施設の運営をリードする努力をしていく。また、運営については、社会的養護の動向、福祉ニーズ、子どもの状況について職員と課題を共有し、改善への取組みを行っていく。
- ③ 人事については、養育支援の質の確保をすべく、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親専門相談員の専門職員の機能の活用に努めるとともに、法人との緊密な相談のもと、職員体制に落ち度のないよう進めていく。
- ④ 施設実習では、受入れの担当責任者を置き、マニュアルを提示して受入れの意義や方針を全職員が理解し、大学と連携しながら、実習の成果が得られるようにはからい、可能な限り多くの実習生を受け入れ、貴重な体験をさせる。なお、実習に先立っての一日、実習生への予備知識として子育てスキル、SS、性教育、LSW等の研修を期間中に行い、現場での実習の役立ちとさせる。

4.10 児童養護に職務を持つ者としての信仰的な心構えと児童に対する信条教育

- ① 乳幼児期は、児童の心の発達にとって極めて重要な時期でもあるにもかかわらず、不適正な家庭環境にて粗末に養育された子どもも多く、そういった子どもは、心や脳の成長が最も深刻に阻害され、深く傷付いて施設に入所してくる。このため、多くの児童の心にある人間不信は、悲しみ、苦しみ、憎しみとなって、本人自身が自覚するかしないかに関わらず、時には暴言暴力となって表れてくるのを思案する時、また退所後の就職先での不安定な勤務状況を知らされるにつけ、職員は真心を尽くしながらも、親神様、教祖におすがりする日々は避けて通れない。この思いから、職員の理念に基づいた誠実な心による養育支援の積み重ねと、職員の成人は祈りと共にあることの自覚を深める。
- ② 教団行事であるお節会団参、こどもおちばがえり、教区ひのきしん、全教一斉ひのきしん及び春の学生おちばがえり等の参加を奨励し、「感謝・慎み・助け合い」の精神の育みとする。

4.11 里親支援事業

- ① 今年度も継続して管轄児童相談所地域の里親訪問を行う。また地域里親会とも協働し、里親サロン等を施設で行い、施設が地域交流の場となれるようにしていく。
- ② 里親啓発活動の一環として、伊勢市、児童相談所などと協力し、里親制度説明会を行う。また、実習生にも社会的養護における里親制度と施設の役割を伝えていく。
- ③ 里親施設実習も積極的に受け入れ、里親の養育力向上に貢献する。他施設の里親支援専門相談員とも情報共有など協力し、里親の支援を行う。
- ④ 昨年度末より開設した児童家庭支援センター「わかぎ」と共同し、より細やかな里親支援・普及啓発を行う。
- ⑤ 天理教三重教区里親会の運営にも携わり、行事開催時の託児等を協力して行なっていく。

育て短期支援事業(三重)

令和4年度・事業計画

1. 事業目的

子育て短期支援事業（以下事業）は社会福祉法人天理における運営方針に基づいた長年の児童養護実践を生かし、児童を養育している家庭の保護者は疾病その他の事由などによって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、子育て短期支援事業を実施することにより、これらの児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

短期入所生活支援事業（ショートステイ）

18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、実施施設（天理教三重互助園）において養育・保護を行うものとする。

- | | |
|------------|--|
| ・利用期間 | 原則として7日以内 |
| ・要件 | 保護者が次のいずれかの事由により、児童を一時的に家庭において養育できない場合（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など）。 |
| ・保護者の負担 | 生活保護家庭・市町村民税非課税世帯・一般家庭などの世帯によって異なる。 |
| ・登録 | 事前に登録を行う必要がある。 |
| ・契約している市町村 | ・天理教三重互助園 |

伊勢市、多気郡明和町、多気郡多気町、度会郡玉城町、度会郡度会町、鳥羽市、志摩市、松阪市、津市

事業計画書	児童家庭支援センターわかぎ
-------	---------------

令和4年度・事業計画

はじめに

本計画書は、児童家庭支援センターわかぎの活動について記載しており、加えて本体施設である天理教三重互助園と連携した業務内容（里親支援等）についても記載するものとする。

1. 運営理念

「人の子も我子もおなじこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉（和歌）は、法人の児童養護施設である天理養徳院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮 様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

2. 運営方針

児童家庭支援センター わかぎ（以下「当センター」）は、天理教の教えに基づき、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、地域住民、その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導・支援を行う。また、併せて児童相談所、各市町村要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

第1章 事業計画重点項目

当センターは平成31年1月1日に開設した。子育て支援、里親支援を事業の大きな柱として、運営をしている。平成29年度の児童福祉法改正、新しい社会的養育ビジョンの発表により、家庭における養育を中心とする大きな方針が打ち出されたことに鑑み、より一層の家庭・地域における子育て支援の充実を図る。

なお、詳細は、第3章の事業計画に記載する。

第2章 施設の概要及び人員の推移

1. 施設の概要

(1) 創 設：平成31年1月1日

(2) 運営主体：社会福祉法人 天理

(3) 理事長：深谷 忠道

(4) 名 称：児童家庭支援センターわかぎ

(5) 施設長：山路 英子

(6) 所在地：三重県伊勢市倭町30番地1

※児童養護施設「天理教三重互助園」と同敷地内。

(7) 設 備 等：事務所1、相談室1、プレイルーム1、男女トイレ各1

※プレイルーム・相談室・トイレは、児童養護施設天理教三重互助園と共同使用。

(8) 実施事業：相談受付、助言指導、継続指導、他機関あっせん、児相等への通告連絡

(9) 開所日時：毎日 24時間

※センター職員不在時は児童養護施設天理教三重互助園の職員が対応。

(10) H P：作成中

(11) 職 員 数：※平成31年1月1日開設当初

○施設長	1名	○心理相談員	1名
○相談員	2名	◎職員数合計	4名

※その他、里親支援については、県と相談の上、配置する。

※主な資格 保育士・教員免許・臨床心理士・公認心理師

第3章 事業計画

1. 会議

(1) 職員会議

毎月、全体会議である職員会議を実施。児童養護施設天理教三重互助園と情報を共有し、よりよい子育て支援に努める。

(2) 受理・支援会議

2～3週間に1回の頻度で受理・支援会議を実施。受け付けたケースについて、受理の可否、援助計画の策定及び支援の再評価等を行う。

(3) 運営会議

当センターの運営に関する情報共有及び懸案事項の審議を行う。

(4) 他の会議

その他、各種関係機関との連絡会議を実施する。

なお各種関係機関との連絡会議の詳細は「4. 地域及び関係機関との連携」に記載する。

2. 相談に応じる事業

(1) 相談受付による受理

児童の近親者及び各種関係機関より相談を受け付ける。

①相談の経路別内訳

○児童相談所（委託・連絡）	○福祉事務所	○民生児童委員
○市町村（福祉・保健・その他）	○児童福祉施設（保育所・その他）	○警察等
○保健所	○医療機関	○学校
○教育委員会	○里親等	○家族・親戚
○近隣住民・友人	○児童本人	○成人本人
○その他		

②相談の形態（方法）内訳

○来所	○電話	○手紙	○Eメール	○訪問
-----	-----	-----	-------	-----

③相談の種類別内訳

○養護相談	○保健相談	○障害相談	○非行相談	○育成相談	○他の相談
-------	-------	-------	-------	-------	-------

※虐待
相談は養護

相談に含まれる。

(2) 処理件数

受付されたケースは、受理・支援会議（2～3週に1回）にて、助言指導、継続指導、他機関あつせん、児相への通告連絡等の支援方針を選択し、調査・社会診断指導、心理診断指導、心理療法等を行う。

○処理の種類

○調査・社会診断指導 ○心理診断指導 ○心理療法（心理相談員・相談支援員）

（３）記録

受付（受理）及び処理したケースは、下記の記録等を作成し保管する。

○児童台帳（パソコン管理） ○児童記録票（表紙、経過） ○経過一覧
○援助計画 ○診断所見（社会診断、心理診断） ○業務日誌 ○その他各種資料等

３．各種子育て支援事業

（１）広場型子育て支援事業の実施

当センターでは、気楽に親子で集える場所の提供として、広場型子育て支援事業を今年度から実施する。

- ・事業名称…「親子広場えんジョ〜イ（仮）」
- ・趣 旨…核家族化がすすむと同時に地域とのつながりが希薄になっている現状の中で、親同士の交流を上手に取れず、子育ての情報や援助を受けることができない「孤立した状態」の親が多くなっている。そこで、気楽に親子で集える場所を提供することによって、親と子どもだけで絶えず一緒にいる「密室状態の家」から出て、親同士が交流し、他愛ないおしゃべりやくつろいだ中で、他の親や他の子どもを見ることによって、少しでも子育てにおいて気づき合い、学び合ってもらいたい。親子の表情がほっと和らぐ安心して過ごせる居場所を作る中で、これまでの相談援助のノウハウを生かして、親子関係を見ながらの直接的なアドバイスもできると考えている。
- ・実施日時…未定（定期的に実施予定）
- ・場 所…児童家庭支援センターわかぎ（オンライン開催を含む）
- ・参加対象…乳幼児（生後４か月の乳幼児から小学校低学年児童まで）・保護者
- ・内 容…茶話会、絵本・紙芝居読み聞かせ、大型遊具、工作、その他

（２）「専門援助講座」の開催

毎年度２回をめぐに、地域の関係機関と共に学び合い、連携を深めることを目的として講座等を実施する。

（３）LINE 公式アカウントを活用した相談支援及び情報発信

With コロナ期の新たな子育て支援方法の一つとして、LINE 公式アカウントによるメッセージおよび無料通話での相談受付と子育てに関する役立つ情報およびイベント開催の発信を行う。

４．本体施設及び関係機関・地域との連携

（１）本体施設及び法人内事業所との連携

- ①天理三重互助園職員との合同会議を通して、また、個々に協働して取り組んでいるケースを通して、常にカンファレンス等において連携を図る。

- ②緊急一時保護については、児童相談所と連携し、天理教三重互助園にて委託による緊急一時保護を実施する。

（２）児童相談所との連携

児童相談所からの委託による指導・支援を実施する。また、各地域担当児童福祉司と各個別ケースのカンファレンス会を行い、連携の強化を図る。

（３）各種家庭支援連絡会議等の参加

伊勢市子ども家庭支援ネットワークの運営・協議に協力する他、各々の機関が主催する会議に積極的に参加し、連携を深める。

- ①伊勢市子ども家庭支援ネットワーク（代表者会議・実務者会議）

５．里親支援

天理教三重互助園では平成 26 年度より配置された里親支援専門相談員が里親支援業務を行っており、そのノウハウを活かし、天理教三重互助園に配置された里親支援専門相談員と連携しながら、業務を実施する。

（１）里親制度等普及啓発促進事業

- ①普及啓発事業…里親制度の普及啓発を目的とした講演会や市町村単位での里親制度説明会の開催等による広報活動を行い、里親の新規開拓を促進する。

１）里親制度普及啓発講演会の開催

新たな里親を開拓するとともに、里親制度の普及啓発を図る講演会を開催する。

- ・開催場所：天理教三重互助園内及び天理教三重教務支庁内

２）里親制度説明会（市町村出前研修）の開催

市町村と連携して、市町村単位で里親制度の普及啓発のための説明会等を開催し、新たな里親を開拓するとともに、市町村職員等に対して、里親制度の周知を図る。

伊勢市に限らず、天理教三重互助園が子育て短期支援事業を契約している 7 の市町村を中心に、里親制度の説明会を開催する。

３）リーフレット等の作成

里親制度の概要や講演会、説明会、研修等の周知を図るためのリーフレット等の作成を行い、市町村、関係機関等に配布する。なお、リーフレット等については、センターのホームページ等で公表し、里親希望者等が閲覧できる状態にすること。

上記のリーフレットに加えて、里親支援事業や里親支援専門相談員の業務について分かりやすく記した資料を作成し、里親家庭として実践を行う上での支援体制の情報を発信する。

4) 各児童相談所及び県子育て支援課との連絡調整

広報啓発の内容等については、各児童相談所及び県子育て支援課に事前に相談をかけ、疑義が生じた場合は、各児童相談所または県子育て支援課と協議する。

5) その他の普及啓発に関する取り組み

里親制度の普及啓発に資する事業について、児童相談所等関係機関と連携して取り組む。また、里親制度の普及啓発を図るために必要な資質の向上に努める。

普及に資する目的で、当センターのホームページ内に、里親支援事業に関する専用ページを設け、普及啓発につなげる。

また、普及啓発を担う人材の育成の為、各機関で実施される里親支援者向けの研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。

さらには、県内の各児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、その他児童福祉関連施設と連携を取り、里親制度の普及並びに里親支援事業の協力団体開拓に努める。

(2) 里親訪問等支援業務

①訪問支援

…里親等を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親等への指導・支援を行う。訪問支援等実施前に児童相談所と訪問日時や訪問支援内容、訪問回数等について、十分調整を行うこととし、訪問実施後は、速やかに実施内容をまとめ、児童相談所に報告する。

児童を委託中の里親に1ヶ月に1回訪問する。ただし、里親等への訪問回数は委託直後の里親へは2週間に1回訪問することとする。ただし、里親及び児童の状況に応じて、児童相談所と調整の上、さらに訪問が必要と認められた場合は、必要に応じて訪問支援を行う。

里親の一時的な休息（以下、「里親レスパイト・ケア」という。）について、里親に周知し、里親レスパイト・ケアの利用の申請があった際は、児童を受け入れる児童養護施設及び里親等の調整を行う。取り分け、入所機関である天理教三重互助園と連携し、レスパイト・ケアが利用しやすい体制を作る。

②里親等による相互交流業務

…里親等が養育に関する情報交換を行い、養育技術の向上を図るための相互交流の企画・運営を支援する。

○里親サロンを開催する。

(3) その他各種里親支援事業

①里親会等への参加及び支援

○三重県里親会主催親睦会の運営（準備等）及び参加

○天理教三重教区里親会の会議への参加及び行事運営参画

②里親支援に関する会議への出席及び開催

○三重県里親委託等推進委員会の傍聴

○南志里親連絡会の参加

③各種イベント参加協力

（４）フォスタリング機関受託に向けての準備

近年県内でもフォスタリング機関が設置されつつあり、南勢志摩地域でもフォスタリング機関の設置が望まれている中で、わかぎとしてフォスタリング機関を受託し、南勢志摩地域での里親支援をより一層手厚く行えるべく、人材確保、育成に努める。

6. 広報・啓発活動

以下のとおり、各機関と情報交換や研修を通して連携の強化や資質の向上を図る。

（１）施設見学受け入れ（随時）

（２）パンフレット

○各市町村児童福祉担当課窓口、保健センター、児童相談所等にて配布。

○その他、医療機関などへもチラシの配布を依頼する。

（３）オレンジリボンキャンペーン街頭啓発活動

○伊勢市内大型商業施設 ○近鉄宇治山田駅前

（４）オンラインツールの活用（運営、管理）

○HP 及び LINE 公式アカウントを活用する。

7. 設備関係

業務の充実に向けて、事務所内の整備を検討する。

8. 職員研修

各種団体が主催する研修会に参加し、援助技術の自主研鑽に努める。

以上

令和4年度 事業計画

保 育 所

めばえ横浜保育園

事業計画書	保育所 めばえ横浜保育園
-------	--------------

令和4年度・事業計画

1. 運営方針

めばえ横浜保育園は、社会福祉法人天理における運営方針を礎に、めざす子ども像の育成に向けた保育を行うことを目標としている。

【めざす子ども像】

- ・感謝の心を持ち、明るく情操豊かな子ども
- ・朝起き、正直、働きを身につける子ども
- ・互いに助け合い、思いやりのある子ども

2. 保育内容

- ① 充分保育のゆき届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④ 自然や社会の事象について興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。
- ⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- ⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、想像力の芽生えを培う。

3. 保育目標

ひよこ 0歳児	簡単な指示がわかり立ったり座ったりの基本的な動作が出来るようになることを目標とする。
りす 1歳児	言葉のやりとりを楽しみ、簡単な身の回りの事が自分で出来るようになることを目標とする。
こあら 2歳児	基本的な生活習慣が身につき、生活や遊びのルールを知り守ろうとする。少しずつ相手の思いに気付き受入ようとする。
ぱんだ 3歳児	自分の思ったことや感じたことを言葉や体で表現出来るようになることを目標とする。
きりん 4歳児	人の話を注意して聞き、自分の気持ちを言葉で相手に分かるように伝え、会話を楽しむことが出来るようになる。友だちと一緒に様々な運動や遊びを工夫したりルールを考えたりして遊ぶことを楽しむようになる。
ぞう 5歳児	異年齢児の子どもに思いやりをもって、声をかけたり遊んだりするようになる。

4. 実施保育事業

- ・延長保育

- ・ 障害児保育/特別支援保育
- ・ 地域子育て支援
- ・ 地域活動事業
- ・ 一時保育事業

【保育時間】

	開所時間	短時間認定	標準時間認定
平 日	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30
土曜日	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
延 長	*****	7:30～8:30	18:30～19:00
		16:30～19:00	

【平日保育時間】

7:30 8:30 16:30 18:30 19:00

標準時間認定		延長
延長	短時間認定	延長

【土曜保育時間】

7:30 8:30 16:30 18:30

標準時間認定		
延長	短時間認定	延長

5. 年齢別定員と職員配置

令和4年度においては、育児時間利用の職員が1名、復帰する職員が1名あり受入定員枠の利用に応じた適切な職員配置の体制を整えていく必要がある。

また、障害児保育に対する職員配置を実施している為、受入については随時検討していく。

*令和3年11月現在

クラス 年齢	ひよこ 0歳児	りす 1歳児	こあら 2歳児	ばんだ 3歳児	きりん 4歳児	ぞう 5歳児	合計
定員	6	24	30	30	30	30	150名
現員	6	24	21	27	27	26	131名
保育士 配置数	2	6	5	2	2	2	19名

* 令和3年11月現在

	園長	保育士	栄養士	調理師	事務員	嘱託医	保育補助	調理補助	合計
基準	1	21	2	2	1	2	*****	*****	29
現員	1	19	1	2	2	2	12	1	36

6. 防災及び防犯への取組み

広域避難場所での実地訓練、予期しない避難訓練などを活発に行うことにより、様々な問題を提起させ、個々の事案に取り組んでいく。また、不審者への対応について、施設の内外を問わず、あらゆる場面を想定し、神奈川警察署との協力関係をもとに、職員への啓蒙活動を行い、防犯対策を構築していく予定である。

7. 給食部門の取組み

- ・ 野菜の栽培(水やり)を通して、引続き食育活動に力を入れていく。
- ・ アレルギーに対する食品の成分表示をより明確にし、安全に配慮した食の提供に心がける。特に食物アレルギーの園児の保護者に対し、専門医による食物負荷試験を推奨していく。
- ・ 園児との交流を深めていくために、給食室の職員が各クラスで一緒に給食を食べる。
- ・ 前年度に引続き、行政指導の下、給食材料に含まれる放射性物質の測定検査が定期的に行われる予定である。
- ・ 食育活動の一環として、果物や野菜を展示する。
- ・ 前年度に引続き、朝ごはんアンケートを実施する。
- ・ HASSAP に沿った衛生管理に取り組んでいく。食材・調理・消毒・管理等の見える化を実施、継続。

8. コロナウイルス感染症対策

- ・行政の指示に従い、より早く保護者に情報を提供し三密を回避することとお預りしている子どもの安全と生命の保持に心がける。
- ・感染予防の備品（消毒液、使い捨て手袋、使い捨てマスク、使い捨てエプロン等）を常備する。

9. 年間行事予定

- ・ 4月 入園・進級式、おやさま誕生祭、
- ・ 5月 春の遠足（3歳以上児の親子参加、現地集合・解散）
- ・ 7月 プール開き、年長児のお泊り保育（6月～8月）
- ・ 9月 敬老の集い
- ・ 10月 運動会、芋ほり（3歳以上児参加）
- ・ 12月 生活発表会、クリスマス会
- ・ 1月 観劇鑑賞
- ・ 2月 豆まき、お別れ遠足（年長児）、入園説明会
- ・ 3月 ひなまつり、お別れ会、卒園式
- ・ 定例行事：身体測定、避難訓練、お誕生会、伝承行事に関する製作
年長児は ECC 講師による英語で遊ぼう、
保育参観と懇談会、個人面談、

10. 実習生の受入

次世代の保育者を育てるために、積極的な受入れを行っていく。

11. 研修

- ・ 職員の資質向上を目標に、関係機関の研修への参加を主軸に、活発に取り組んでいく。
- ・ 近隣小学校、幼稚園との交流。

12. 改修工事について

- ・ 3階廊下、きりん組・ぱんだ組保育室の床張り替え。
- ・ 空調機器の清掃。
- ・ ズームによる研修が主流になりつつあるので IT 関係の環境整備。

13. その他

- ・ 年々増加傾向にある発達障害児への理解を深め、東部療育センター並びに神奈川区役所との連携を図りながら、職員への啓蒙活動を推し進めていきたい。
- ・ 地域交流： 町内運動会／インディアカ／盆踊り／グランドゴルフ